

令和3年第2回にかほ市議会定例会会議録（第4号）

1、本日の出席議員（18名）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛	18 番	佐藤元

1、本日の欠席議員（0名）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	山田克浩	次長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	池田昭一
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	消防長	加藤十二
会計管理者	渋谷憲夫	総務課長	佐々木俊孝
税務課長	早水和洋	防災課長	原田浩一
総合政策課長	齋藤稔	まちづくり推進課長	佐藤喜仁
商工政策課長	齋藤和幸	観光課長	今野伸二
市民課長	佐々木修	生活環境課長	阿部光弥
健康推進課長	須田美奈	福祉課長	三浦純
長寿支援課長・ 包括支援センター長	畠山真姫子	農林水産課長	佐藤孝司
建設課長	竹内千尋	学校教育課長	菊地新吾

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第4号

令和3年3月5日（金曜日）午前10時開議

第1 議案第37号 令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）について

第2 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日、議案第37号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての議案1件が追加提案されております。これを本日の議事日程事項に含めておりますので、御確認願います。

ただいまの件について、本日9時半から議会運営委員会を開催していますので、議会運営委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文議会運営委員長。

【議会運営委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●議会運営委員長（15番伊藤竹文君） おはようございます。

本日5日午前9時30分より議会運営委員会を開催いたしまして、本日の追加議案について協議しておりますので御報告申し上げます。

お手元に配付の追加議案綴りをご覧ください。

追加議案は1件です。議案第37号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

昨年12月以降の大雪と暴風被害を受けた農業用施設に対し、県単独補助事業のかさ上げ分と市独自の補助を行いたいとして、本定例会中の提案、議決を希望するものであります。

議会運営委員会では、議案説明の後、本日配付の議案付託表「追加分」（案）にありますように、一般会計予算特別委員会へ付託を予定しております。

なお、会期に変更はございませんが、お手元にお配りの令和3年3月5日付け会期日程のとおり、会期日程内容のうち本日追加議案説明を入れたことを確認しております。

また、申し合わせにより、付託予定委員会以外の方になりますけれども、追加議案の質疑につい

ては、今日午前9時で締め切っております。9日の議案質疑については、通告なしでも受け付けることといたします。

以上、報告終わります。

●議長（佐藤元君）　これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君）　質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから日程事項に入ります。

日程第1、議案第37号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

朗読を省略しまして、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君）　改めまして、おはようございます。

それでは、本日追加提案させていただく議案の要旨について御報告申し上げをさせていただきたいと思っております。

議案第37号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ850万円を追加し、総額をそれぞれ139億5,850万円とするものであります。

補正予算の内容は、令和2年12月14日から的大雪、暴風雪による被害を受けた農業用生産施設の復旧支援のため、農業用施設復旧支援事業費補助金850万円を新たに予算計上するものであります。

本補正予算は、県の雪害対策に係る農業生産施設等の復旧支援の実施に合わせ県単独事業へのかさ上げ助成を行うほか、県の補助対象に該当しない復旧についても、市単独で助成を行うものであります。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げます。

補足説明については担当の部課長が行いますので、よろしくお願いたします。

●議長（佐藤元君）　担当部長の補足説明を行います。農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君）　議案第37号について補足説明を申し上げます。

補正予算書は6ページ、7ページをご覧ください。

本補正は、農業用施設復旧支援事業費の補正となっております。

歳入は、15款2項4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金419万4,000円と、その下、18款2項1目財政調整基金繰入金430万6,000円となっております。

歳出です。7ページをご覧ください。

6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金850万円です。

昨年12月14日以降の大雪と暴風被害を受けた農業用施設に対し補助を行うもので、3月1日現在把握している被害は、農業用ビニールハウス50棟、畜舎・堆肥舎の屋根破損各1棟となっております。

県単独で行います全半壊のビニールハウス被害3分の1補助事業に対しまして、市が6分の1のかさ上げを行うものと、県単独補助に該当しないビニールの剥がれのみの被害に対して、市独自で資材

の2分の1を補助しようとするものでございます。

なお、国庫補助事業が確定しますと歳入歳出に再度の補正が予想されるために、令和2年度の繰越予算とせず、令和3年度の補正予算とさせていただきます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） これで補足説明を終わります。

日程第2、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

通告順に従って発言を許します。初めに、12番佐々木正勝議員の一般質問を許します。12番。

【12番（佐々木正勝君）登壇】

●12番（佐々木正勝君） おはようございます。12番佐々木正勝です。

今日はマスクを外して質問ができるということで、ふだん何気なく思ったことが当たり前に行けるということに感謝して質問に入ります。

今回は質問の目的を述べてからの質問とします。

それで、1-(1)については、市川市政1期を振り返り、どのようなことに気づき、それをどのように生かしていく考えか。市長自身の1期目総括と残った課題への展望を確認したい。

2-(1)については、今後ますます増えると予想される空き家等対策の基本的考えと今後の方向性を確認したい。

3-(1)については、2025年問題に向けて、今後どのような対応策を講じるべきと考えているのかを確認したい。

4-(1)と(2)については、市が100%株式を保有するにかほ市観光開発株式会社は、公共施設の指定管理者として一定の行政関与、まあ指導等を受ける。これまで負債を抱えることなく運営されてきた同社であるが、三セク等の経営悪化が自治体財政に影響を与える事例が全国的に見られること、コロナ禍の影響等を懸念しているため質問いたします。

以上が今回の質問の目的となります。

それでは、通告に従って質問いたします。

市長の1期目市政運営についてです。

市川市長は、就任挨拶で、市民の皆様からの若さに対する期待と未来への希望を十分に認識し、一人一人が「笑顔で暮らせるにかほ市」をつくり出すため、全力で頑張る旨の覚悟を示しました。市民の多くが心豊かに将来にわたって幸せに暮らしていくためにも、お互いを信頼し合い、手を取り合って前進し、にかほ市民としての自信と誇りを取り戻していくことが大切とも述べています。「チームにかほ」で課題にチャレンジする体制を整え、公約として掲げた四つのスローガンに基づく細かな施策を着実に遂行していくとして、「ひとの声に耳を傾け、ひとに寄り添う」の基本姿勢をもって、この3年数ヵ月の市川市政では、対話で生まれる住みやすいまち、子育てしやすいまち、高齢になっても不安のないまち等々の実現に奮闘されてきたと思います。そこで質問します。

(1)市川市長の1期目市政運営を振り返り、公約として掲げた四つのスローガンに基づく施策実現の状況等々をどのように総括されているか。また、四つのスローガンの達成にはどれだけの時間が

かかるかを伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは2日目、佐々木正勝議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

では、1番目の(1)ですが、総括であります、それぞれの項目等については、先の、昨日のですね佐藤文昭議員への答弁と重複しますので、ここでは割愛をさせていただきます。

全体的な感想としては、副市長をはじめとする職員の頑張りによって、私としては概ね順調に進んでいるものと理解をしております。ただ、事業の実施までに速やかに進めることができた事業と、実はそうではないという事業も、いわゆる準備や調整に時間がかかる事業もあったということは強く感じているところであります。

国や県の補助金は、制度設計後に申請、交付決定を経て初めて事業化されます。外部団体との調整が必要な事業もあります。市民の理解と協力を仰がなければならない事業、あるいは市民の意見を反映させた上で行う事業もあります。さらに、財源の検討と予算計上と議会の議決など様々な手続の上に、私が考えている以上に時間を要するというとも考えられるものもあったということも認識しております。

後段の選挙公約である四分野のスローガンであります、これは、いつ、いついつ達成され、達成するというものではないということもまずはお話をさせていただければというふうに思えます。この4分野の項目は、政策から施策となりまして、さらに事業に落とし込むことによってその理念に近づいていくものであります。つまりこの四つのスローガンは、成長していくものであって完成形というものではないということは、そもそも認識しています。どこまでも磨き上げていくものであるということでもありますので、どれだけの時間がかかるのかという質問に対しては、非常に私としては答えづらいというところであります。

●議長（佐藤元君） 佐々木正勝議員。

●12番（佐々木正勝君） まず、昨日同僚議員の質問、答弁聞いて思ったことあったんですけども、今日の答弁でも、いささかまあそのような感じだなというふうに受けました。ただ、副市長や職員の協力のもと、まず順調に事業は推進できているということは私もそれはいろいろな形で見えていますので、それはそのとおりだなということで、それに対しては私もそう思っています。

ただ、昨日の答弁の中でですね感じたことがあったんですよ。で、私の今日の質問ともそれかぶるんで、昨日、私メモしてあったんで、それちょっとメモ読ませさせていただきます。

それはですね、市長公約政策の第三者による評価を受ける考えはないというふうな答弁したんですね、昨日。で、私はその第三者の評価っていうのは、やはり受けるべきという考えでもっていたところなんですけども、それが「ない」という答弁が返ってきたんで、あれっと思ったんですね。それでメモをちょっと走り書きでとったんですけども、ちょっと聞いてください。公約実現できなかったのは、自分を主として見た一方向の見方。初心に返れば、公約・政策実現は市民のため、市民がどのように受け止めているかどうか知ることが大事。双方向の考えが非常に必要だなというふ

うに感じました。政策・公約の実現は、市民サービス等の向上につながる期待のもとに進めているもので、実現された施策等の効果を市民が満足したかどうかを知ることなくして、市民のための公約・施策とは言えないのではと私は思いました。市民の皆様を行政サービスの顧客ととらえて、行政サービスに対する顧客満足度を高めていく、これが行政経営を行うための基本理念だと私は思います。私は民間出身なので、民間もやはり顧客サービス、顧客満足度を上げるためにいろんな製品、安いもの、いいものを作ってお客様に受けてる。行政も同じだと思っていたんですよ。ですから、その市民の声として第三者の声を聞くと。私は、第三者を市民の声と私は受けて、この市民の声を聞く機会を受ける考えはないというふうに聞こえたので、その辺のところはもう少し考え直して声を聞くと、評価を受けるというふうな方向に持っていってもらえればなということでこういうメモ書きをしました。

そこで再質問に入らせていただきますけども、今の件でも再質問したいんですけども、ちょっと別のことでさせてもらいます。

公約・施策等、市川市政について、市民の声を聞くというのは市長前から言ってました。で、私はその市民の声を聞いて何か気づいたことはなかったのか、この3年間半。そして、その気づいたことをどのように今後の市政に活かしていくと考えていたのかをちょっと知りたくて、それを再質問とさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） では、再質問にお答えをさせていただきますが、ちょっと佐々木正勝議員の再質問にちょっと私も疑問を感じるんですが、市民の声を気づかなかったのかという御質問ですが、気づかないわけがありません。コロナ対策であっても、常に多くの人の声を聞いて情報収集しながらやってるわけです。で、昨日もお話をさせていただきました。旧上郷小学校、上浜小学校の地域の人たちの声をいかに反映させるかというのは、私の中ではスケジュールの中に入っています。で、3年で・・・、じゃあ完成時期はいつなのかという最初の質問に戻りますけれども、一応3年のスパンでは区切っていますけども、あの施設を3年で終わらせるわけではないです。そうすると、地域の人たちの声を聞きながら、じゃ、どのような施設にさらにステップアップさせてくかということをやっつけていかなければならないと考えていますし、私もそもそもそういう姿勢で議員生活も送ってきましたし、御指摘を受けるような内容でやってきたつもりはありません。市政運営をしてからも、常に市民の皆さんがどの方向を向いているかということについては、アンテナを高くして気持ちを張って取り組んでいるところでもあります。ですので、第三者の評価を受けるということで、それを拒否したことについて、人の声を聞くつもりはないのかというような御指摘を受けましたが、それも私としては少しナンセンスなお答えだと思います。

行政運営の中では、第三者、外部評価も受けております。しかも、議会というのが大きな評価機関であります。そういうふう考えたときに、あるいは選挙というものも大きな評価の場面になります。それを私としては評価を受けるためのそれぞれにあるというふうに理解をしておりますし、日頃から市民の皆さんからいろいろな御意見をいただいている機会もありますので、そういう機会を設けながらやっているということも御理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今、第三者の評価について、私の述べたのと市長の考えは違うというふうに述べられましたけども、でも私はそういう誤解を受けるようなことを昨日の答弁で申しと言ってるんですよ。私は第三者というのは市民の声というふうに、私は受けてたんですね。ですから、その答弁のときに、第三者というのはこういうふうなことで、私はこういう形で今やってるからその評価は受けないというようなのをつけ足して説明すればよかったんじゃないかなというふうに思います。

で、まあ今の市長の答弁で大体分かりました。ふだんから市民の声は聞いてますよと、そういう形の中で市民の声というのは市政に反映されてますと、そういうふうに申し述べたと受けます。ただし、やはりいつも監査機関とか外部の機関で評価を受けてるというふうに述べても、第三者という市民のある市町村、まあ自治体からでもいいですよ、出てもらって、今年の市政に対してはどうだったかというそういう意見は聞いてもいいんじゃないかなと私は思ったということなんですよ。誰も全然全く市長が市民の意見を聞いてないという形でなくて、そういう機会のもとで聞くというのもありだったのかなということを申し述べたんです。で、まあ自治会等の市政報告とかいろいろ懇談はあります、市長は。ただし、やはりその評価というところで集まった人間で、市民がいろいろなことを話を出して話を聞く、そういう機会には私は必要じゃないかなというのが私の考えですので、市長がまるっきり私は反対のことを言ってるというふうに述べましたけども、私は私なりにそういう考えでいます。

で、スローガンは、時間は限られたものではないと。長くかかると。まあそれは分かります。分かりますけど、スローガンからおりの政策・施策・事業というのは、ある程度期限があるものなんですよ。単年度で終わるもの、または中期、長期かかるもの。いろいろあります。だからそれに対して、昨日、施策一覧出してもらいました。でも、あれは市長就任してからすぐ作ったものじゃないでしょう。近々に作ったものですよ。普通であれば、ああいう一覧が出てくるってときは、期限がいつまでと入ってくるのが普通であるんですよ。で、期限に対して今はここまで手をつけた、まだつけてない、丸、三角、罰でもいいです。そういうのが一覧表として出せるものかなと私は昨日感じた次第です。

で、スローガンに戻りますけれども、そのスローガンね時間はかかるというふうなことはですね、残った課題や時間を要する施策等の実現には、2期目への挑戦と私は受け取りました。そこで、次期市長選への出馬意向をお伺いいたします。

【「暫時休憩」と呼ぶ者あり】

●12番（佐々木正勝君） スローガンなんですよ、スローガン。スローガンに時間がかかる。時間がかかるから。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時30分 再開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、市長。

●市長（市川雄次君） まずその前にですね、私ども行政の中で確かに佐々木正勝議員がいつもおっしゃるように、それぞれのKPMを含めてですね時期を設定して取り組まなければならないことがありますし、取り組んでいるところです。そこについては、担当の部課で必ずローリングをしながら、日々数値等も勘案しながらですね相談してやっているというのは私も分かっておりますし、当然その中で判断がつかないものについては、各担当から直接私の方に相談というか打ち合わせに来ることは多々あります。ですので、見直しを行わないで事業を実施しているということもありませんし、目標に向けて達成時期も含めてですね、目標に向けて職員の皆さんが一丸となってやっているということは、やはり理解していただきたいなというふうに思います。

その上で今の再質問の方になります。このことについては、私一人で決められるものでもないですし、それこそ市民の皆さんの中にやはり市川市政は今般でだめだよ、あるいはもう少しやってくれよという声があるかないかをもう少し精査しながらじゃないと、私が軽々にその判断をするというだけにはいかない。後援会の皆さんとも相談をしなければなりませんし、ここの場で軽々しくものを言うてしまうということは、私にはちょっと軽率な答弁はできないというふうにお話をさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 市長のお答え分かりました。

じゃ、次の質問に移ります。

空き家対策についてです。

当市における世帯数の推移では、高齢者のみの2人世帯の単身化により、世帯数の減少と高齢単身世帯の増加が進行しています。親の家に住むことなく居を構える核家族化が進み、空き家予備軍と称される高齢者世帯が増えていることとなります。空き家の増加がさらに進むことは容易に予測できます。現在も空き家が増傾向にある中、空き家問題は少子高齢化対策と併せて対策が急がれる重要課題と思われまます。

(1)空き家等対策と今後の強化策について市長の考えを伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、2番の(1)番の御質問にお答えをさせていただきます。

現在、市で把握している空き家は454軒であります。そのうち、危険空き家というふうに判断したものについては54軒あると。で、空き家件数は年々増加傾向にあることは御理解いただいているかなと思いますし、電話や窓口での相談件数も同様に増えてきている状況にあります。

これまでの実績としては、平成25年度から令和2年度までに市の指導あるいは助言によって解体された空き家は44軒あります。修繕等を行った空き家は、ほかに39軒あります。解体及び修繕は管理

者の負担で実施され、周辺住民の不安が解消されたものと私どもは考えております。

令和2年度、今年度における管理者や自治会からの相談は44件ありますが、そのうち32件については、管理者から修繕や解体の方向で対応をしていただいているというところであります。市では、把握している危険空き家の状況確認を定期的実施しております。そして、状態が悪化している場所を見つけたときには、管理者へ現状の報告と改善に向けた指導あるいは助言を行っているというところです。また、災害等により緊急に対応しなければならない状況の場合においては、周辺への被害防止のため、市と消防署が連携した緊急的な対応措置、これも実施しております。周辺住宅等に被害を及ぼす恐れのある危険な空き家に対しては、特定空き家等の認定を行い、対応レベルをより高くする必要がありと考えておりますが、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告または命令、それに従わない場合の罰則による過料など不利益処分を含むため、慎重に判断する必要があるとも理解しております。

今後において、空き家の強化策についても、空き家は個人の所有物だということをどうしても見過ごすことはできません。慎重に進める必要があると考えております。そのため、管理者に対して適正管理通知による指導・助言を継続的に実施し、1軒でも多くの危険空き家を減らすよう努力をしてまいりたいと考えております。また、固定資産税納付書発送時に同封するチラシにより、空き家バンクへの登録や危険空き家にさせないための注意喚起、危険空き家を対象とした解体補助金や解体資金貸付等を継続して周知してまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 空き家に対しては、前回、私質問したことがあってですね、それからだいたい職員、当局は頑張ってるなというふうに見受けられる場面が多々あります。ですので、その辺のところは大いに評価しています。

で、にかほ市の空き家等対策計画ありますよね。今市長が述べられたことっていうのは、空き家等対策計画にのっとって申し述べたものと私は理解しました。その空き家等対策の計画書にですね一応やることは明確にうたって、で、それにのっとってやってるのは認めます。ただですね、実際市民、その住民というかな、空き家の隣に住んでる住民がですね、その危険空き家という、その市が特定したとしても、あるところまでは市が介在してくれるけども、そこからは一向に進まないというような案件があるんですよ。それっていうのは、管理者がそこにいる、近くにいる、そういう空き家であれば対策っていうのはとりやすいし、連絡もとりやすい。ただ、そこにその身内が、親族が遠方にあって、でもかなり前から全然行き来がないというような空き家、そういったものが今、危険空き家になりつつあるものがあると思うんですね。実際私、その知ってる人のうちの隣の空き家見てきたんですけども、その空き家ってのが傾いてきてて、瓦は崩れ、その瓦は風が強い日には隣のうちの窓ガラスを破ったり、外壁を壊したりと、今まで何件かそういう被害があったと。で、それはまあ市の方にその旨相談してるんですけども、その遠方にいる親族、それがそこからも、連絡はする、こういう状態だよと。ただ、受けたその親族が行き来のない自分のそういった関係の空き家に対してお金を出すとか、自分がどうこうするっていう考えがない。もう返事がない。そういった問題っていうのが今後結構出てくるんじゃないかなと。先ほど述べた454軒のうちの54軒が危

険空き家で、以前は44戸まで減ったっていう記録があるんですけども、増えてるんですね。454軒の空き家のうち、危険空き家の予備軍がこの中に入ってるんですよ。ですから、私が今言ったように、その危険空き家に対して対策等は、その対策計画書にうたわれてるんですけども、ある程度のところまでいくと、あとこれはですね当人同士の問題ですよということなんですよ。で、にかほ市空き家等の適正管理に関する条例があるんですけども、その条例のですね3条、当事者間における解決の原則っていうのがあるんですね。空き家等又は特定空き家等に関する紛争、これトラブルですよ。そのトラブルは当事者間で解決するものと、うたわれてるんですよ。ですから、市はここまでは介在するけども、それ以上、それまあ手を出したいけどもそこには入れないよっていうのがこれだと思うんですよ。ですから、そういうところで不安を感じて暮らしてる住民がいるっていうことは事実なんで、その辺のところを今後どのように対応していくかということを再質問させていただきます。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 今議員がおっしゃることは非常に悩ましい問題であると思います。私としても、お話されてることについては非常によく理解できます。しかしながら、先ほども申し上げましたように所有権の問題があります。今おっしゃったように民事不介入の部分もあります。そうすると、行政が入り込めるところはどこまであるのかということになると、そこに大きな枠組みの中での法律論の問題になってきます。そうすると、これはやはり自治体の問題ではありますけれども、市だけで解決し得る問題ではないというふうに正直思っているのが日頃から思っております。また、では危険空き家、遠方にいる所有者が、あるいは相続者が遠方にいる方について、所有権が定まっているのにその空き家を行政が代執行で何でもかんでも片付けていいのかというと、これはモラルハザードを起しかねません。そうなりますと、誰しものが、みんなが同じことを要求し始めますので、そうするともう当然市では持ちこたえられません。そういうことを考えると、正直明確なお答えを今出せるほどの知識も情報も持ち合わせていない。これは私どもだけでなく全国的な課題だと思っています。

何か危険空き家に対する取り組み等で答弁することあれば、補足することあれば。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今の市長のお答え、私もそれはもう当然だろうと思ってます。で、略式代執行、これはもう最後の最後の最後の奥の手なんですよ。で、行政代執行は当事者がそこにいるから費用を当事者からもらえると、徴収できると。でも略式代となると、管理者がいない、不明、だからこれ当然市の方で負担がかかるということは重々承知してます。で、以前、2件の略式の代執行、あれはいい判断だと私は評価します。ただ、あれをやったからこれもこれもと、そういうことは私は言いません。ただ、そこに至るまでの間に何とか市とその住民と、もしくはその自治会、いろんな形の中で何か手立てはないか、そういうところを考えていかないと、今のその454軒、54軒の危険空き家、これもっと増えるんですね、このままいくと。で、今手が出せないからといってここで止まっちゃうと、どんどんどんどん危険空き家が増えていく、そういうふうに私は恐れてるんですね。だからどうすればいいか分からないんですけども、私も分かりません、どうすればいいか。た

だ、住民の周りの人と共同して、ここもう解体していいよと、費用は私出せないけど、いいよという返事もらえば、その辺の住民が集まって自分たちの力でできるだけ解体しようかと、危険なところだけちょっとばらそうかと、そういうところも何かやれそうな感じするんですよね。それはもう要は共同の作業になるんですけども。ですから、自分一人がというふうにその住民が不安を抱えてるのが、そういう抱えてる住民が増えるっていうことが私は阻止したいと。だから何か手がなかなというように形でいろいろ議論をしていただきたいということをお願いします。

そこで、次の質問に移ります。

3番、2025年問題への対応についてです。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年が4年後に迫っています。国立社会保障・人口問題研究所の平成30年3月推計では、当市の人口構成は、2025年、75歳以上人口が市人口の25%強となり、65歳以上でみれば43%となる超高齢化社会が推計されています。高齢者の人口増加は、医療や介護を必要とする人が多くなり、財政・医療・介護への深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

(1)この2025年問題への当市の対応策、考えを伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） では、大きな3番目の御質問にお答えをさせていただきます。

2025年への問題についてですが、2025年問題、高齢者、特に後期高齢者人口の増加と現役世代の人口減少によって、医療や介護の需要と供給のバランスが崩れ、社会保障費が増大することが懸念されているという問題であります。

医療・介護の現場では、いかにして限られた資源や財源を効率的に提供していくか、そして家庭や地域では、生活の支え手が減っていく中で、いかにして高齢者の生活の質を維持向上しながら豊かな、心豊かに暮らすことができる地域コミュニティをつくっていくかが大きな課題と思います。

国では、2025年問題の対策として、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自分らしい生活を最後まで続けられるように、住まい、医療、介護、予防及び生活の支援が一体的に提供される仕組みの地域包括ケアシステムの構築を目指すこととしており、現在、当市においても取り組んでいるところであります。

当市における主な対応策としては、一つ目は、疾病の予防と生活機能の維持向上を図る介護予防による健康寿命の延伸を目指す取り組みであります。これまでも介護保険制度の地域支援事業において、運動、栄養、口腔機能向上、鬱、閉じこもり、認知機能向上等の多様な介護予防事業をそれぞれ専門分野の指導者のもとに実施してまいりましたが、令和2年度から、疾病予防を中心とする保健事業とこれまでの介護予防事業を一体的に、しかも国保加入の年齢から75歳以上の後期高齢まで継続的に実施する、にかほ市後期高齢者医療保険事業と介護予防事業の一体的事業に取り組んでおり、健康寿命延伸への効果を目指しているところであります。さらに、後期高齢者になる前の健康づくりが重要であることから、特定健診やがん検診の未受診者への受診勧奨、あるいは低栄養や糖尿病重症化の予防事業等を強化するほか、今年1月に協会けんぽ秋田支部と健康づくりの推進に向

けた包括的連携協定を締結し、市民の約7割の健診分析データを活用して生活習慣病の早期発見・早期治療、医療費の抑制に取り組むこととしております。

二つ目です。二つ目は、医療と介護の連携を強化し、切れ目なく提供する医療介護ネットワークの形成と地域の様々な支援者による地域連携強化の取り組みであります。医師をはじめとする医療の専門スタッフや介護支援専門員、介護事業所職員、薬剤師、民生児童委員等による多職種連携研修会を開催し、顔の見える関係づくりや相互の役割理解と協力体制を築くほか、地域ケア会議等を開催し、その参加を通して高齢者を取り巻く様々な課題を共有し、それぞれの立場での支援のあり方を検討しております。

三つ目です。三つ目は、認知症対策の強化であります。65歳以上の約7人に1人が認知症になると言われ、今後高齢者が増えるとともに認知症の高齢者も増えてくることが予想されております。認知症の予防や早期発見、進行に合わせた相談対応と介護サービスや医療提供体制の充実、そして学童期から高齢者までを対象に認知症の理解を深め合う啓発事業、これを実施し、地域の見守り支援体制を強化しているというのが今のところであります。

四つ目です。四つ目は、高齢者等の日常生活上の課題に対して地域で支え合うことの仕組みづくりであります。市では、地域の中の様々な課題解決に取り組む生活支援体制整備事業、ささえあい創り隊を設立し、地域の居場所づくりに取り組んでいるところであります。居場所が閉じこもり予防、生きがい活動、見守り支援の場となり、社会参加を促し就労の場につながるなど介護予防効果が高いことから、今後、多種多様な居場所を地域の中に創出していくことを目指しております。

このように2025年問題に対しては、市町村が一義的に取り組むべき地域包括ケアシステムの構築におけるキーワード、これは予防と地域づくりであると言われております。高齢者一人一人に寄り添った介護予防対策が必要であることを、地域の中で年齢を問わず官民一体となって理解し、健康寿命を延ばし、自立した元気な高齢者を増やす取り組みを地域ぐるみで行っていくことが重要であります。こうした取り組みが、高齢者に限らず、あらゆる年代の生活の質の向上の実現と地域の活性化をもたらし、ひいては医療費や介護費の抑制につながり、限りある資源や財源が生かされていくものと考えております。今後も、少子高齢化、現役世代の人口減少は避けられない状況にあることから、2025年の先も見据えて、高齢者はもちろんのこと、誰しものが長く元気に活躍できる地域社会の実現を目指して、国の政策に沿いながらも地域の創意工夫を取り入れた対応策が必要と考えますので、地域の皆さんの御理解と御協力をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） まず高齢者に関しては、いろいろな施策をもって今対応していると。で、これからの社会を見据えているいろいろ検討しているということを伺いました。

私ですね、その答弁の中で、いま一つ、二つかな心配なところあったんですけど、私は今、物忘れがすごくてですね、もうこのままいくと認知症というふうになるのかなという形で、私も認知症予備軍の一人かなと。そうなったときにですね、例えば一人暮らしになったときにですね、その一人暮らしの認知症が行く場所、施設ですね、そういう施設、高齢者施設がですね、今、にかほ市にどれだけあるか私ちょっと頭に入ってませんけども、そういった人がすぐ、例えば、あれ、おかし

いなと気がついたときに、あ、これ一人で置けないなとなったときに、うちの部屋に泊まってよというような近所の人っていうのは多分いないと思うんですね。やはりどこか施設にやっぱり行ってもらおうということになると思うんですけども、そういったことをですね、入りたいときにすぐ行けるような施設っていうのが望ましいんですけども、それが常にあるというふうには私は思えませんけども、今後そういったですね人が増えるんじゃないかなと。で、認知症だけじゃなくてですね、後期高齢者になった場合にですね、やはり介護が必要になったときに、単身世帯の高齢者っていうのは、じゃ、介護必要になったときにどこ行けばいいのってなったときには、今にかほ市には施設あるんですけど、あるんですけど、例えば保育園には待機児童っていう問題があります。ただその待機児童っていうのは、にかほ市には今ゼロなんで問題なってませんが、今後、老人ホームの待機老人っていうのが出てくるんじゃないかなと。入りたいときにすぐ入れるような施設、そういう、それもまた低所得者向けなんですよね。お金ある人はどこでも入れるところ探せばいいですけど、低所得者っていうのは限られてるんですね、場所が。そうした場合に、そういう人が行くところってどこどこなのっていうところがまずあるところを知るっていうのもひとつなんですけども、行けるっていうことができるという、前もってそこに行けばいつでも入れるよと、そういうこと、行けばいいのかなという施設がねこれからできればいいんですけども、それはまあちょっと予算的にも財政的にも、またいろいろな面から考えて難しいとは思いますが、そういったその待機老人、老人ホームへの待機老人が問題になるというようなことはお考えてないでしょうかという質問をさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 実際の待機状況がどうであるかは担当の方で答えをさせていただきますが、今の佐々木正勝議員の御質問については、よくある懸念であります。よくこれは言われる懸念ですが、例えば御高齢の皆さんが組合病院等に入院されて、今、病院は早期退院を目指しますので、出されるときに自宅でもとも治療できない、療養できない。そのときは施設を探してくれと言われてますが、そういうときに施設がすぐ見つかるかといえば、それは見つかりません。施設側にも経営がありますので、常に満床にしておかなければなりません。そのかわりにあるのがショートステイです。ショートステイは、比較的空いてる状況もありますし、例えば単身の認知症の人がいて、その方が危険であると判断したときには行政措置によって確保できる施設もありますので、すぐに危機が及ぶということはありません。しかしながら、今議員がおっしゃるように、団塊の世代の方々が対象となったら、もしかしたら今の総数に合わないのかもしれませんが、ただ介護保険の本来の趣旨は在宅介護が基本です。となると、在宅介護、要するにデイサービスとかショートステイとかとどのように組み合わせながら、いかにして地域の人が地域で暮らせるようになるか、できるかということを目指している制度でもありますので、そう考えると、即入所というものではなくて、多くの皆さんが望まれているのはやはり自宅で御高齢者の皆さん、私も触れてきた皆さん、やはり自宅で生き続けたいという思いをやはり実現してあげたいと思うのがやっぱりこちら、行政も含めてですね施設側の考えですので、そういうのを実現させていくというのが私らにとっても、行政にとってもそういう視点というのはなくしてはならないだろうなというふうに思います。あるい

は単身の高齢者の世帯については、例えば最近ではサ高住と呼ばれるサービスつき高齢者住宅というのがありますので、そう考えると、必ずしも入所ではない施設というのが整備をされてきていますから、その時代に合った、国の方も制度として時代に合ったサービスをつくりながら今運営されているという状況にあるというふうに私は認識しております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 私は予備軍なんで、今の話をですなまず真剣に聞いてたんですけども、やはりその市長がおっしゃられたように自宅で住むことができるっていうのが一番いいと思うんですね。ですから、介護が必要でも自宅で介護できるような仕組み、まあ今もありますけども、ただ24時間体制でみれるようなシステムというのは、そこそこお金もかかることなんですけども、そういう形で一人の高齢者の単身住まいの介護必要な人でも安心して自宅で生活できるような仕組み、そういったものを考えていただければなというふうに今答弁を聞きながら思いましたんで、ぜひそういう形の中で進めていただければいいなというふうに思います。

じゃ、次の質問に移ります。

第三セクターに対する行政関与のあり方について。

第三セクターは、公共性を確保しながら民間の人材・経営ノウハウなどを活用し、より効率的、弾力的にサービスの提供を行うことなどを目的に設立されたもので、にかほ市観光開発株式会社（温泉保養センターはまなす、象潟ねむの丘）と市の指定管理協定書にも、民間事業者たる能力を活用しつつ、地域住民等に対する住民サービスの効果及び効率を向上させ、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するとあります。

市は、同社が提出した年度業務計画書の確認と年度終了後提出される業務報告書により、業務実施状況を確認し、状況によっては改善を勧告するとしています。提出された事業計画・決算報告書をみると、24期・25期までは順調な事業運営がうかがわれるが、26期以降は毎年使用料が減額された計画・損益計算書となり、見かけ上の黒字化となっています。悪天候の影響、設備改修等による減収理由は分かりますが、「利益の創出を基本とする民間事業者の経営ノウハウが活かされているのか」「経営体質の改善が行われているのか」「使用料減額の黒字化で、本来あるべき経営健全化と言えるのだろうか」、これ市民目線で見ると疑問に思われます。そこで、以下質問いたします。

(1)にかほ市観光開発株式会社が提出する業務計画・業務実績報告書等を作成する立場の取締役、報告を受けて精査、改善を勧告する立場の市長、副市長が就任しています。これは、経営関与の必要性・法令等の定めや特別な理由があるのか。市長、副市長が役員就任することとなった経緯を伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、4番目の(1)の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、私が取締役及び社長に就任したのは、平成29年11月28日に開催された、にかほ市観光開発株式会社の取締役会において承認されたことによるものであります。副市長が副社長に承認されたのは、平成30年の5月31日の取締役会になります。第三セクターの役員に市長並びに副市長が就任し

なければならぬ法令等の定めはありませんけれども、就任理由につきましては、以前にもここで話したとおり、自ら先頭に立ってにかほ市観光開発株式会社を経営し、地域の観光と経済の好循環を実現していくため、また、この好循環を守るという強い意思を貫くためであります。

にかほ市観光開発株式会社は、道の駅象潟ねむの丘、温泉保養センターはまなすの経営を目的とした目的会社であります。両施設は開設以来、にかほ市の観光と地域コミュニティを支える重要施設として、また地域の振興はもとより、雇用の創出、経済の活性化、観光サービスの向上等を果たしながら地域の拠点として運営され、地域経済の発展と市民福祉の向上に大きく寄与してきたことに異論はないと思います。二つの施設を守り育てるのは、にかほ市観光開発株式会社であり、私が社長として強い意思と責任を持って守り育てるために社長に就任しております。

一方、私が市長として、にかほ市の観光を振興し、牽引していく責任を負っております。にかほ市の観光は国道7号の交通量によって大きく左右されます。総合戦略においても国道7号を通過する人々をいかに内陸の観光拠点に誘導するか、目的地としてどうやって高速をおりてもらえるかということ念頭に施策を講じております。にかほ市の観光全体を考え、リードしていくのは市長としての私であり、その中核をなす両施設の重要性を考えると、ともに強い共通認識、共通理解のもと進めていくことが最も合理的であり、効果的であると判断しているために、私は社長という立場を維持し確保しているということをお理解いただきたいと思っております。同様に、副市長も同様の考え方になります。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 経緯について伺いました。で、法令的には特に定めはないと。これは役員会議で決まったものだと。それは伺いました。

でですね、今の現行体制というのがですね、例えば24期、25期ぐらいまではよかったんですよ。で、それ以降っていうのは、損益上悪化してるんですね。で、理由が議会の方へ報告されたのが、要は環境の変化なんですね、天候不順。天候不順で客が来なかった。経営が悪化した。損益上マイナス、赤字なるんで、施設使用料を減額します。そういった考えのもとに行う役員というのはどうかと思うんですよ。私はその前に、天候不順でも客を寄せつけるような案ってないものかどうか。多分これは検討しているいろいろやられてると思うんですよ。でも、報告のときに、天候不順だから経営が悪化する、だから減額して黒字化にする。それも健全経営を図るためって説明してるんですね。それが本来あるべき経営なんですかね。私はちょっとそこ疑問に思ってるんですよ。やはりきちんと使用料を払う、払うところは払う。赤字だったら赤字でいいんですよ。本来の効果、何をやって効果が出たというのが、毎回使用料が変わると何の効果はどうあらわれてるのかっていうのは見えないんですよ。ですから、そういった判断ができるような社長、副社長であるべきと思うんですよ。

それで、いろんな意味でですね、全国では第三セクの経営悪化っていうのが今いろんな情報で出てきてます。そこで悪化した後どういうふうやってるかっていうと、第三セクの指針や関与方針なんていうのがつくられてるんですね。で、それちょっと二、三例読みますけども、第三セクターの経営責任者は原則常勤とし、民間の経営ノウハウを有する適切な人材で、かつ結果責任を含め経

営に関する全般的な責任を負うことのできる人材を登用する。市の二役が第三セクターの役員に就任している場合、その経過、状況を十分検討した上で退任が可能と判断される者については、役員に就任しないものとするところがあるんですね。ある市の第三セクへの行政のつくった指針ではですね。で、第三セクターのあり方に関する研究会の報告書や第三セクターの経営健全化等に関する指針っていうのを総務省で出してるんですけども、そこにはですね、経営責任と徹底した効率化等では、地方公共団体は第三セクターの役職員等の選任について、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材が積極的に登用されるように努めることが必要であると記してあるんですね。私これ見たときに、民間経営のやはりノウハウを有した人材がトップにいる、これが大事なのかな。で、市長は先ほど答弁で、私は第三セクでいろいろなところで責任を持ってやってる。それはそれでいいと思うんですよ。でも市長の立場でもできると思うんですよ、それは。第三セクに社長としていなくても。市長の立場でもそれは助言、指導できる立場なんで、だから私は、第三セクは民間の人を登用して社長に常勤させる、こういった方向でいった方が、今後のコロナ禍の中の第三セクの経営には必要かなと思うんですよ。

で、再質問とさせていただきますけども、今後も現体制でいくと受け止めていいですか。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 再質問の中で、現行の体制は25期までよかったけれども、それ以降はというお話だったと思いますが、正直に申し上げますと、ねむの丘ができてからずっとですね、ねむの丘だけをまず見てですが、黒字経営であった。非常に大きく収益を伸ばして黒字を、それをにかほ市の寄附という形じゃなくて使用料という形でそれを還元してきて、それをストックして今の施設改修にお金を使ってるという今の仕組みになっています。で、そういう非常に経営が、言ってしまうと私ちょっと誤解を与えるとよくないんですが、私が社長に就任したとき、非常に私としては思うところが強くあって、この体制でいいのかというところが非常にちょっと思いました。非常に、まあ言葉悪く言えばルーズであるなというのが正直思ったことです。これは体制はやはり変えなければいけない。改善させなければいけない。強化させなければ、この状態、今まで黒字だったけども、これ下降線に入っていったときに、この状態になればとんでもないことになるよというふうに私は思って、体制の強化を図るという上で、今、社長は私、これ責任を持つということで社長は私、副社長は副市長という形をとりながら、あえて責任をある形をとって、総支配人制をとって、で、実際の経営を総支配人にまずゆだねながら厳しくチェックをするという体制をとってるわけです。決してルーズな形を維持したままやろうというんじゃなくて、むしろ私としてもきちんとした責任の所在をもった上でやろうとしているものであって、そこは理解いただきたいと思います。決して今の体制に甘んじてるというわけじゃなくて、むしろ本当に誤解を招いても正直に言えば、外れた方がいいのかもしれない。市長としての立場を確保するためには。でも私はそれだけでは、今、今までこれまで指定管理料も支払わずに運営できてたものが、やはりコロナ禍とはいえ、それは仕方ないんですが、それ以降ですね、アフターコロナの後、それがどうなるかということも分からない中で、今ここで私が経営の立場から経営の責任を免れてというのは、私としては潔しとはしないし、むしろ何とかもがいてでも頑張っていかなければならないと思っています。

これからさらに高速ができれば、当然のことながら大型トラック等はあそこを通過することになります。そうなったときに、今のねむの丘等を含めた、あるいは、はまなすも含めた入り込み客がどうなるかということをやはり懸念してますし、そうなると市と観光開発株式会社に対して両方にやはりこう私の方ではプレゼンできる、プレゼントを発揮できるですね、存在を発揮できるような立場でやっという方が、まあ統一した事業執行というか協力を密にしていけるのではないかなというふうに私は思っています。ですので、そこの部分を今のこの話の中でほかの自治体ではそうしてやっていますよと言いますが、今まで私どもとしては、これまで観光開発株式会社については赤字ではなかったわけですので、その部分は理解していただいて、今、令和3年度も指定管理料を支払わずに今までストックしたお金で何とか賄えてるということ、そこも理解していただきたいと思いますし、それ以降、アフターコロナ以降、すいません、熱く語り過ぎてますけれども、アフターコロナ以降も何とか経営を維持できるように、私としても今、支配人に言ってるのは、これまであった既得権というものについてもやはり見直しをしなきゃだめですよということもお話しながら取り組んでいるところだということを理解していただきたいと思います。

【12番（佐々木正勝君）「終わります」と呼ぶ】

- 議長（佐藤元君） これで12番佐々木正勝議員の一般質問を終わります。
所用のため、暫時休憩します。再開を25分とします。

午前11時15分 休 憩

午前11時24分 再 開

- 議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続行します。次に、1番齋藤光春議員の一般質問を許します。1番。

【1番（齋藤光春君）登壇】

- 1番（齋藤光春君） それでは、一般質問をさせていただきます。

議会においては様々市のことについていろいろと協議されておりますので、何をやるにしてもやっぱり財政がなければうまくいかないと思います。まあやりたいこともやれないということで、先日もお話しましたが、財源が、自主財源がだいぶ減ってきてると。それに加えてふるさと納税の増税がかなり多くなっておりますので、これを生かしたですね、生かして継続的に収入できるような形はどうかということを考えていると思ひまして、今回の質問通告書に従って質問の要旨を具体的な内容を加えながら質問させていただきます。

質問項目1、ふるさと納税の返礼品についてであります。

本市に対する「ふるさと納税」は、平成27年度には5,029万615円と歳入決算の0.29%、昨年の令和元年は3億4,654万537円と大幅に増額となり、歳入の2.31%を占めるに至っております。本年度は、さらに増えまして約6億円近いということのようです。歳入の4%近くを占めるに、至るというようです。厳しい財政状況にある本市にとっては、全国からの支援は大変ありがたいものであります。

返礼品に関する考え方はいろいろあるようですが、全国的に認知度が余り高くない本市にとって、この支援に対する返礼品は、本市の地域特性を全国に広くPRする上でも大変いい機会ではないかと私は考えております。加えて、生産者が全国の方とつながることにより、交流人口の拡大や経済活性化の絶好の機会ととらえることができるのではないかと思います。地域のさらなる経済的波及効果を生む施策を考えたいと思いますので、質問いたします。

(1) 返礼品とされる本市特産品や地場産品の選定と参画業者の選定はどのように決定しているのか。期間は要りませんので、簡単な大筋の流れでお答えいただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君） 登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、齋藤光春議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず一つ目、ふるさと納税の返礼品についての(1)、返礼品の選定、その事業者の決定方法についてお答えをさせていただきます。

本市がふるさと納税の寄附者に対して返礼品を用意し始めたのが平成27年8月からで、この当時には、返礼品として取り扱おうとする商品の候補について、広報誌を書いて市内の事業者へ呼びかけた上で返礼品の数を選定し、30品目程度からスタートしております。その後は随時、返礼品としての取り扱いについて相談に応じながら、返礼品を加えたり、あるいは取りやめるなどの入れ替えを適宜実施してきております。令和元年度までは130種類程度で推移していたものの、現状においては300を超える種類の返礼品を、ふるさとチョイスや楽天ふるさと納税、さとふるなど15のポータルサイトにおいて紹介をしております。

事業者の決定や返礼品の選定までの手順についてであります。事業者や生産者等からの相談あるいは提案を受け、担当課においてそうした商品が総務省基準に適合するか、商品提供までの工程、生産のための体制状況、返礼品として応じることができる製造調達の数量、賞味期限などの内容を確認して審査検討を行った上で決定し、速やかにポータルサイトへ掲載できるようにしております。また、他の自治体が行っている事例、掲載されている商品なども見ながら、寄附者の動向等の情報を逐次収集し、本市の取り組みとして事業者へ提案協議などもしているというところであります。

なお、これまではこのように対応してきましたが、今後においては、審査機能を高めるため、部長会議の場を審査等を行う機関と位置づけ、返礼品の内容確認や審査を行う様々な視点からの意見を求める仕組み体制を整えたところであります。加えて、新たな返礼品のアイデアを募る場所としても活用したいと考えています。したがって、返礼品を選定、その事業者の決定方法の手順については、これまで担当課における判断決定が主体であったものから、各課からの情報を受けるとともに、情報を行き渡らせるよう部長会議という審査機関で判断判定していくとした仕組みに改めることとしています。

返礼品の種類や数を増やすと、それに比例して寄附額が増えております。市としては、市内事業者にとってこのふるさと納税はとて大きなマーケットでありますので、できるだけ多くの地元商品を返礼品としてラインアップしていきたいと考えております。

市のPRとふるさと納税は相乗効果を発揮し得る相性の良い事業ですので、引き続き両者の伸張・進展を目指して取り組んでいきたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 齋藤光春議員。

●1番（齋藤光春君） それでは、再質問をしていきたいと思えます。

慎重に行われ、審査が行われていると。担当課から決められていたものが部長会議等において品物を選定をするということなのですが、例えばこういうような産業的なもの、商業的なものに関しては、やっぱり実際に携わっている商工業の皆様がいろいろと分かることではないかと。それから、そういうマーケティングのコンサルタントの方たちのいろいろ意見を知った方が、むしろ行政サイドよりはプラスになるような意見があるようなというように私は考えるんですが、そこら辺のところ、庁内だけの会議ではなくて、そのような方たち、例えば商工会や企業者とのいろんな連絡会議等はあったものでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 連絡会議等があったかについては担当の方からお答えしますが、まずマーケットの専門家等についてですが、これについてはポータルサイトも専門家として働いていただいております。そのポータルサイトの提案も受けながら、いろいろな商品を準備しているという手法をとっているところであります。実態のところについてはお願いします。

●議長（佐藤元君） 補足説明、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） これまでの事業選定の関連ですけれども、主に各事業者との直接の交渉、検討というふうな形をとってまいりました。商工会等との打ち合わせ会議と、そういったものはしておりません。ただし、水産物関係に関しましては、鮮魚商組合という組織的なところとの折衝というものはやってきた経緯がございます。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 選定については各事業者とということなのですが、よくほかの質問で聞かれますが、はっきり言って一本釣りみたいな形ですね、やられても、結局公平公正に欠けるんじゃないかと。それでしたら、例えば募集、各返礼品に関する部門ごとの募集、カテゴリーごとの募集をしてとか、各企業に周知した上でどれくらい希望があるのかというようなことは今まではなされなかったものでしょうか。

●議長（佐藤元君） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（佐藤喜仁君） それでは、選定品を取り扱う事業者を広報で募集をかけてこれまでは行っております。回数的には不定期でありますけれども、時期を見まして、広報で募集をかけております。最近では昨年の3月15日の広報で行っております。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 最近ではそのようにやっていただけるということであれば、各様々な今これから起業する、それからこれから頑張っていこうという方にも大変ありがたいんじゃないかと思えますけれども、これですね実は先ほど魚介類関係の方という話がありました。2年前でしたか、カニがとれなくて返礼できなかったというようなことがありましたけれども、こちら今お話いただいたの

が鮮魚、秋田県南部鮮魚商組合ですか、そういったのがお話しされたということですが、そうであるならば、逆にですね、直かにですねその生産している漁業者に、その船主とかですね、そういう漁港の方に担当者の方たちお話を通していけば、これに関しては解決できたようなことがあったように思います。私もしょっちゅう、昨日も行ってまいりましたけれども、見ておりましたがもう例えばカニなんていうのはあがっております。どうストックしておくかということが問題なので、荒れたからとれないというよりは、そういうような何ですか、返礼できなかったということになると思いますので、ぜひですね現場の方としっかりと、商業者だけではなくて、生産する方もしっかりお話されていって、今後この対象品というのを考えていったらよろしいのではないかと思います。

それで、次の方に移らせて、(2)の方に移らせていただきます。

(2)返礼品は多くのカテゴリー、対象品から納税金額に応じて選択できるようになっているようです。先ほども様々なものがあるということでお話、今であると300品以上ということなんですが、このカテゴリーの中の300品以上というのは、よく見ますと例えば米、米であればですね金額に応じて量が変動とか、そういうふうなのを含めた300点というようなものなのかということなんです。それだったら品数増やしても良いのかということですので、それでお伺いいたします。

①納税者の方ですね、返礼品を選択する傾向ですね。これについて。

それから、②本市がブランド化を目指している地場産品の納税者からの需要はどれくらいあるのか。

それから③ですが、これちょっと私の舌足らずで申し訳ありませんでしたが、返礼品の提供者及び生産者を明記することにより、提供者は責任と誇りを持ちますし、受ける側も安心感が生まれると。よくこういうような返礼品には、私が作りましたというようなことで出されています。まあリストアップされている返礼品のほとんどには生産者や製造者が明記されていますが、中にはですね加工者や販売者名は記載されていますが、生産者は記載されていないものもあります。例えば米であれば、産地は秋田県、販売者が秋田しんせい農業協同組合、事業者がJA秋田しんせいサービス。鮮魚であれば、産地が秋田県、加工業者〇〇水産、事業者が秋田県南部鮮魚商業組合。にかほ市でできるだけPRしたいという私は思いがありますので、どこで誰が生産したのか、誰が漁獲したのかって分からない表示のように感じますので、できたらどなたが生産したか、どなたが漁獲したのかと明示することも大きなPRとなると思いますけれどもそのような表示がされていないようなこの返礼品に関しては、どのようなお話をされているのか、考えなのか、お知らせください。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)番の御質問にお答えをさせていただきます。

選択される返礼品は、あきたこまち、ひとめぼれ等の銘柄の5キロで2袋の10キロ商品や、5キログラムを数ヶ月定期的にお送りする米の定期便などのお米に関する返礼品が約4割を占めております。その傾向はこれまでと変わっていません。今年度、納豆を選択される寄附者が増加し、約12%と伸びてきております。また、肉類やヨーグルト等の乳製品、めん類も増加傾向が見られることから、

食品類の他商品に広がりが見られているという印象があります。

具体的には、2月17日現在、寄附件数が約2万8,000件、これに対する割合ですが、お米が42.9%、肉類が12.8%、納豆が11.8%、乳製品が7.6%、めん類が5.8%となっております。

次に、②のブランド化を目指す地場産品の需要増加についてであります。昨年、地理的表示保護制度、G Iに登録された大竹いちじくに関連した商品についての申し込みは、平成30年度は65件でありました。令和元年度は133件、今年度は260件と徐々に増加している傾向にあります。

次に、(2)番の③ですが、返礼品に生産者名等が明記されていないものがあるようだがについてあります。ポータルサイトへ掲載する場合には、サイト運営者の定めるフォーマットにて申し込むことになります。そのフォーマットには、商品の名称、内容量、産地、事業者あるいは提供元、配送方法、お届け時期などの決まった事柄について表示しなければ掲載はできませんので、生産者名あるいは提供者名が示されていない返礼品というものはないというふうに理解しております。

しかしながら、先ほど議員がおっしゃられたように、例えばお米についてJ Aというふうになりますと、やはりお米についてまとまった量の数のお米を商品として提供していただけるのはJ Aというふうになりますと、どうしても生産者を特定できないということもありますので、そういう部分をおっしゃられてるのかというふうに理解します。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 割合については大体お聞きしました。それでですね、特に、にかほ市についてはそのような、ブランド品をですね推奨しようと、これからいろいろ全国的にも展開していこうということで、今、いちじくの話をお話いただきましたけども、例えば前に言ったずわい蟹ですね、今これからブランド化しようとして一生懸命やってるわけですから、そこのお話いただけませんでした。それは今どうなっているのか。

それからもう一つは、同じそのブランド化でもあれですか、鱈しょつつるですか、ああいうのを使った商品みたいなのお話いただけませんでしたけども、そのような需要なんかはないものでしょうか。どのような形で、どれぐらいの需要があるのでしょうか。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午前11時45分 休 憩

午前11時45分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） まずは御質問の本ずわいということで、先ほど議員のお話にありましたけども、過去において数量が確保できなかったと、そういった経緯もございました。そんな中で、やはりニーズとしてはあったわけでございますけども、返礼品とする場合の価格設定の部分で非常に難しい部分がある、あるいはやはり何としても数が確保できるのか。

数が確保できない上では、やはり返礼品として出すことは難しいという経緯がございまして、返礼品として現在扱っておられないというところがございます。ずわい蟹はありますけれども、本ずわいとしてのブランド化した部分の関係は扱ってないというところがございます。

また、鱈しょつつる等の商品でございますけれども、これらにつきましては、あえてこちらの方から、先ほど広報等で募集かけているということがございますけれども、その中でも特段これを持ってくる業者等がない中でこちらから一本釣りのようにこれどうでしょうかというような働きかけというもの、やはり公平性という観点からもいかなものかということもございまして、現状のところまだ扱っていないという状況でございます。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 一本釣り等ではできないということでしたけれども、先ほどからお話しましたが、公募をかけて、今、最初は公募してるようですから、どんどんこちらから売り出す、にかほ市としてのブランド化をしていくのであれば積極的に業者さんに働きかけることも必要なんじゃないか。

先ほどの本ずわい蟹、数量確保はできないということですが、カニの収穫期間っていうのは限られております。最近もかなり揚がっておりますが、例えば本ずわい蟹であれば厳しいかもしれませんが、にかほ市産のずわい蟹ということであれば、まあその漁師さんたちと話をして、漁協と協議していけばストックは可能な量は確保できるんじゃないか。数量限定でもいいです。そういうような形でやっていければ、このコロナ禍ですので、そういう高級品、まあ三種の神器ってあるようですが、米、肉、カニ、このようなところに当てはまる、本市でもそのようなことを可能なところですので、ぜひこのことを考えていったらよろしいかと思っておりますので、まあ現場とのですねそういう、先ほども言いましたが、生産者としてしっかり話し合った上で選定していくということ、それから、当然その組織もありますので、関係者ともいろいろ協議して進めていった方が、先ほど前の同様の質問にありましたけれども、市長の方から、市民といろいろ交流密着した行政をしていきたいということでしたので、ぜひこういうふうなことで行っていただければと思います。

次の質問に入ります。

(3)番、本市への「ふるさと納税」についてであります。

納税者についての個人データはとってることと思っておりますので、次の傾向について伺います。

①納税者の年齢の傾向。

②企業の業種等の傾向。

③納付者の居住地の傾向。

できる範囲で結構ですので、お答えいただきます。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 先ほど来、生産者との調整をちゃんとしてくれということですが、必ずやっております。漁家の皆さんとも、農産物生産者ともきちんと話をした上で、カニについてもちよつと申し上げられない部分があるんですけども、きちんとお話、漁師の方とお話をしながら進めて

るということも御理解いただきたいというふうに思います。

その上で(3)番になりますが、納税者の年齢や企業の業種、納税者の居住地の傾向についてであります。はじめに、ふるさと納税は地方税法にその規定が設けられており、制度上その名称に納税の言葉が使われているものの、ふるさと納税を利用される方の行為は総務省において寄附とされており、御質問での納税者とのあり方ですが、総務省が表現している寄附者と改めさせていただきます。

本市のふるさと納税は、企業版ふるさと納税を実施しておりませんので、お寄せいただいている寄附の全てが個人によるものというふうになります。そして、この寄附に対しては年齢の記載が必須事項とされていないことから、寄附者の年齢層については把握確認はできておりません。御寄附いただいた方の都道府県別については、東京都が26%、東京都周辺を含む1都3県で約50%と半数を占めております。愛知県や大阪府の大都市を抱える府県がそれぞれ約8%程度というふうになっておりますが、47全ての都道府県の個人の方々からそれぞれ32件から7,429件の間で御寄附をいただいている状況にあります。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 寄附行為ということで、今、個人的なものの詳細は分からないと。ただ、今、居住地関係では1都3県で50%で、関西方面では8%というようなことでしたけども、いずれ、はっきり言いましてこれ、どれくらいのですね寄附がどなたがされてるといのは、もっと分かれば一番、今後も顧客——。変な言い方ですが、継続的にですね納付してもらえるとということで考えていければと思ったものですから、どのような、把握してるのかということで聞かせていただいております。

それですね、例えばこの寄附するということになれば、様々な考えでおられると思います。この寄附、ふるさと納税、当市はもう大ですか、大きな目的としては、自分のふるさとを応援すると、それから過疎化していく地方をしっかりと応援していけるような形でということでやられていますので、ただ、近年に至りましては、やっぱり税金対策で行われているということも多いようです。それで、まあそれはどのような形であれ、本市にとってプラスになるようであれば、幾らでも続けていただければよろしいかと思いますが、この中でですね、まあ個人的な情報っていうのは非常に得がたいということで難しいようですが、これは何年か続けて本市の方に納税してくださる方、まあ納税件数ですが、これちょっと私間違ってるかもしれませんが、寄附ですね、2008年には93件だったものが、先ほどお話ししましたが、20年には2万人を超えるというようなことであつたようですが、これ継続的にですね本市の方に例えば寄附を続けていらっしゃるっていう方はどれくらいいるか把握してるものですか。もし把握してるようであれば教えてください。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） 現実の数字として、こちらの方で何年間同じ方が納税していただいているか、御寄附していただいているというデータはとっておりません。ただし、数年同じような名前、同じようなというか同じ都道府県、同じお名前でお寄せいただいている方もいらっしゃると思いますので、当然として複数回御寄附いただいている方々はある程度の割合でいるものというふうに考えております。また、こちらの方に御寄附いただいた際に、市の方のパンフレッ

トですとかお礼状、そういったものを含めて、また、本年度においては仁賀保金七郎等のステッカーですね、こちらの方を御寄附者の方にお送りすると、こういったことをずっと継続しておりますので、そういった効果も少しずつはあらわれて数年続けて御寄附いただいている方々もいらっしゃるのではないかというふうに考えております。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） できましたらですね、こうやって継続的に寄附いただいている方に、本当にありがたいのですよね、もう感謝状を贈りたいところなんですけれども、ただ、私の知人たちもほかのところに納税して、はっきりしてるっていう方もいらっしゃいます。目的は何かっていうと、その返礼品が欲しいと。本音のところだと思いますけれども、そうなってくると、まあなぜこういう話をしたかといいますと、例えば2万人いたけれども、まあ来年は今度別のとこにやってみようかっていうような形も出てくる可能性もあるわけですね。まあ6億円くらいありますが、もっと減ると。一気に変わるっていうこともありますので、ぜひですね、この魅力的なその返礼品。一番にかほ市をPRできるような地産ものの返礼品。そして実際に来ていただけるような返礼品や傾向、例えば旅行なんかのものもありますし、様々なこうカテゴリーがあるようですのでですね、それも積極的に足を運んでもらう、交流人口が増えるような形の返礼ということも考えていただければと思います。そういうので今回いろいろ質問させていただきました。

それで、次の(4)番に入らせていただきます。

本市でも他市町村に対して「ふるさと納税」を寄附している方もいらっしゃると思いますが、その方たちの人数とか金額というのは把握しているものでしょうか。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (4)番の御質問にお答えをさせていただきます。

本市で他市町村にふるさと納税をしている人数と金額については、令和2年度の課税状況調査から194名となっております。金額にして1,701万円であります。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 今、令和2年度、194名で1,701万円ということのようですが、どこに寄附されたかはちょっと分かりませんが、いずれ我々も地元ですので、まあほかのところを優先したいところなんです、まあ地元のことをまず考えましてですね返礼品は考えないで私はこのところに納税するようにしております。

ただ、こういうような形ですね、これから先、変動するようなこともあるかと思えます。例えば、ほかの1都3県から来る50%くらい、まあはっきり言えばこの6億円の50%だと3億円ですね。ということは、こういうようなことはある程度、その余裕ある方、それだけの財政的な経済的な余裕のある方たちがして来てくれているんじゃないかというように考えます。逆に言うと、本市の方で194名、1,700万ということと比較すると、これくらい違うということで財政的な本市の状況を物語るものではないかと思えます。

まあいずれこの、せつかくですね、ふるさと納税でPRするという、まあ様々な何ですか、泉佐

野市でしたっけか、国とのやりとりで返礼品のないところ、資源のないところ、資産のないところでは非常に厳しいと。だから様々な、この特産品だけに限らないものということで——。私もいろいろ読まさせていただいておりますけども、まあ本市に関しましては、もう資源がたくさんあるわけです。これを生かしたですね観光なり、それから交流人口なり、そしてこういう経済活動なりを進めていくような考え方、それをこちらだけではなくて、その生産者なり事業関係者とですね綿密な協議をしながら進めていく。我々だけではなくて、そのように進めていただければと思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

ここについてですね、この税金対策とする方達もいらっしゃるようですけども、本市にいて納税してくれる方は、できるだけ本市で心を込めてですね生産された特産品を送り返して、気持ちをあらわしていきたいものと私は考えますけども、市長のお考えはいかがでしょう。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 確かにこのふるさと納税は、ここ数年来、まあ大きく変動してきていると思います。議員のおっしゃるように、税金対策という傾向も見受けられます。しかしながら、地方にとっては富の再分配という意味も持ち合わせておまして、確かに大きな金額が地方に戻ってくるということについて考えると、これはやはり魅力的なものとしてとらえていかなければなりません。その上で言えば、やはり大きなマーケットですので、議員がおっしゃるように地元の特産品をありとあらゆる形で皆さんに提供していただけるようなもの。ただしかしながら、それが総務省の基準に合わない場合もあり得ますので、そういうものはきちんと私どもの方でもお話をさせていただきながら、よりよいものをより多く提供できるような体制づくりには進めていっておりますし、引き続きそのようにさせていただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 本市に限らず、それぞれの自治体では総務省の情報に乗りまして、いろいろこの返礼品について、寄附行為ですか、それに基づいて実施されてると思いますがですね、ぜひうちの方もそれぞれの事業者がおりますので、この今、活性化を狙ってるのであれば、それぞれの分野の事業者へ気持ち、やる気を起こされるようにですね、どんどんそういう条件も走らせながら、協議しながら進めていただければと思います。特にですね、様々な面でクラウドファンディングとかいろいろ全国で行われておりますけども、これ支援してくださる方を裏切らないような、心を込めた返礼の仕方を今後も検討していただきたいと思います。

次の大きな質問に入ります。

2番、コロナ対策の事業として市民に配布された商品券の使い方についてであります。

コロナ対策として、テイクアウト等消費還元事業（テイクアウト商品購入ポイントによる商品券の交換）と消費活性化事業（全市民への商品券配布）は、商業関係者及び市民にとって大変うれしい支援事業となりました。飲食店のみならず、ほかの小売店等にも支援していただけるということ、それから今回の配布されたものには、一般小売店、コンビニ、大型小売店、サービス業、各種事業所でも使えるということなので配布されました。この事業実績を確認したいと思いますので、質問いたします。

(1)それぞれどのような業種に使われたか、業種ごとの割合について伺います。

さきの議会において質問した際には、まだ決算していないと、まだ使われてないというような回答がありました。そろそろ結果が出てると思いますので、その点のどのような使われ方しているのかということをお返答願います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、2番の(1)についてお答えをさせていただきます。

2月15日現在の数字ということでよろしくお祈いしますが、まず(1)の使用された業種であります。テイクアウト等消費還元事業、いわゆるおうちdeレストラン商品券については、使用枚数が3万2,341枚となっております。発行数のうちの98.5%が使用されてるというふうになっております。その中で上位五つの業種を申し上げますと、一つ目が宿泊施設及び飲食店で44.9%。二つ目がガソリンスタンドあるいは燃料で11.2%。三つ目が食料品・日用雑貨で8.7%。四つ目が和菓子あるいは洋菓子で6.2%。五つ目がお土産・贈答で5.3%となっております。

飲食店等の支援という当該事業の目的を市民の皆様には理解していただいたのかなというふうに思っております。商品券についても、飲食店で使われる割合が半分弱と、4割強ということであったというふうに理解しております。

続きまして、地域応援商品券、いわゆるにかほっぺんクーポンですが、使用枚数は6万9,446枚、発行総数のうちの96.6%。

いずれも二つとも皆さんによく使っていただいたというふうに認識しております。

こちらの方の上位五つの業種についてですが、一つ目が大型店32.9%。まあ大型店とは市街の資本のスーパーマーケット4店と、家電量販店1店を指しています。続いて、二つ目は宿泊施設・飲食店で19.4%。三つ目はガソリンスタンド・燃料で11.1%。四つ目が食料品・日用雑貨で7.5%で、五つ目に衣類あるいは寝具というものが入っておりまして、これが5.5%というふうになっております。

にかほっぺんクーポンについては、市商工会加盟店に限らず取り扱い事業者を募集したところ、大型店の参加があったわけですが、それらの人気の高さがうかがえる結果となったと思います。大型店と合わせて食料品・日用雑貨が40.3%というふうに、日常的な買い物にお使いいただけたかなというふうに理解をさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 今、最初の方のあれですか、ポイント制の方の使われ方の方で、宿泊・飲食の方で44.9%ということのようですが、これは宿泊と飲食したっていうのはあれですか、その内訳はわかりますでしょうか。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） こちらの方が商工会さんの方からいただいた結果に基づいて分類しておりまして、その分類の中で宿泊施設・飲食というくくりの中の数値、データをちょうだいしておりまして、その内訳に関しましてはつかんでおりません。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 例えばですね、この特に最初の方に関しましては、規制があったわけですね。何ですか、商工会に入ったクーポン使えるところ。後半の方に関しては希望した大型店も含めた他業種によって使えるというような形できたようでしたけども、国、県の方でやられている宿泊割引クーポンですね、あれによっていろいろと本市に来て宿泊された方もいらっしゃいました。その際にですね、例えばこのクーポンなんかはいろいろ使えますが、あのときに宿泊者に対する市からの3,000円分のお土産ということでありましたけども、むしろそういうときに外部から来られた方に対してですね、こういう商業的な活性化するとしたら、お土産クーポンみたいな形で配って自由に使えるような形のことは、これそのときはお土産だけではなくて考えたものですか、それとも考えなくてそのまんまお土産だけのものにしたものでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） そのときに同じようにして、例えばGo Toの共通商品券みたいなのが宿泊施設、市で発行できなかつたかということですが、ひとつあのときにもうほかの商品券も懸念したのはですね、商品券がちまたで数多く流通しすぎてるということで、ある意味、市民に混乱を招くんじゃないかということでありましたので、ここは券方式ではなくて物方式でやった方が直接的であろうということによる判断もそのときにあったというように私はそのように判断しましたので、判断させていただいたところがあります。

補足するところあれば。

●議長（佐藤元君） 補足説明、商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 先ほどありました、にかほっぺんクーポン券の中での宿泊・飲食店というくくりでございますが、私どもでは、旅館・ホテル業組合との会合の方に参加して情報を得ております中では、このクーポン券を使って宿泊した、まあ地元の方が対象でございますので、地元の方が泊まるということについては余り少ないということだと思っておりますが、ほぼないということの情報はまず得ております。

それから、先ほど3,000円というお話に関しては、多分にかほ大作戦のことだと思うんですが、こちらに関しましては、対象者が県内在住者ということになりますので、その方々の活用というのは非常に高くしてですね、前にも御報告申し上げましたが、非常に効果があったということでございます。以上です。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 今、商工観光部長がお話したとおり、先ほどのお土産の3,000円の件に関しましては、県内在住者の宿泊者ということでお話したということでこのような形で、例えば同じクーポンを配る、それから商品券を配って市内の活性化を図るっていうのであれば、さらにですね効果的なやり方。先ほどから例えば最初の方は宿泊・飲食で44.9%、ガソリンで11.2%、それから様々お土産とか——とか菓子とかという形でお話しありました。それがにかほっぺんのクーポンになりますと、6万9,000人の96%使用されていて、大型店の方に32.9%、旅館・ホテル業組合、飲食店だけで19.4%、ガソリンがとありましたので、できるだけですね市内の方でいろいろこういうような経済的に回れるように、よく市長がおっしゃいますが漏れバケツの理論ということですので、外に

出ないような、できるだけ中で使用できるような形を今後考えていけるひとつの検討材料にはなっていないかと思えます。

それで、次の(2)の質問にいたします。

いまだコロナの終息する気配が見えないです。いずれワクチンができて、様々これから変わっていくかもしれませんが、今後ですね、このようなことが続けば、補助金等がもう底をついてきてると。飲食店とか他のところにもあります。そこで、今後このような状況が起きた場合には、3回目の商品券配布等の考えはございますでしょうか。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） コロナ対策については、議員もおっしゃるように、今後も引き続き支援が必要であろうとは考えております。支援の内容については、商品券に限らず、そのときの状況を見極め、支援が必要な対象に対して一番有効である方策を検討しながら、これまでと同様、適宜適切な考え方を持って対応してまいりたいと思えます。

ただ、議員の言われるとおり、テイクアウト事業については、再度実施を希望する声が多数寄せられております。これまでの取り組みの焼き直しをするにせよ、新たな方式にするにせよ、効果検証を丁寧に行った上で実施の可否について検討をしていきたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 支援に関しては今後の状況を見てということで、ぜひいろいろ検討していただきたいと思いますが、先ほど飲食店のこと、もう大変飲食店の方たちから喜ばれております。何せ小売店の方はどうかというと、我々にはどうなのかという声も聞かれるようです。ですから、例えばこれはまあ同じ税金を使うのであれば、もう本当こういう極端にですね飲食店関係、旅館業組合関係、もう大変な時期だと重々承知ですけども、ほかのともありますので、いろいろですね公平公正ののっとなってやっていただければと思いますけども、ただひとつですね、この財政がですねどこまでもつかということもあります。これは県や国からの交付金等が、このコロナに対しては交付金が配られてここで対応できるかと思えますが、もしそれがなくなった場合の市の方での対応なんかも現在考えられているのかどうか、お聞きします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） これまでの対策については、国の対策の動き、補助金によって賄われているのがほとんどであります。これによって次の支援策もこの資金をもとに事業展開をしていくという予定ではおりますが、今後その資金が底をついても支援を提供するのかわからないのかということについては、現時点でその仮定の話をするのは非常に厳しいところがありますが、そのときの状況によって必要であるならば、財政調整基金も十分確保しておりますので、その中で使えるものについては使っていかなければならないときが来れば判断していきたいと思えます。

【1番（齋藤光春君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤元君） これで1番齋藤光春議員の一般質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩します。再開を1時20分とします。

午後0時18分 休 憩

午後1時19分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。次に、5番齋藤聡議員の一般質問を許します。5番。

【5番（齋藤聡君）登壇】

●5番（齋藤聡君） では、通告に従い質問させていただきます。

まず最初に、字句の訂正をお願いいたします。

1ページ目、質問の目的、趣旨、背景等の部分に、「SDGs」の箇所が「's」となっておりますが、アポストロフィーをなくしてもらい小文字の「s」のみですので、そちらの方、訂正をお願いいたします。

では、質問に入らせていただきます。

1つ目は、移住定住施策についてです。

(1)にかほ市は、移住定住施策において多くの試みを実施しており、子育て支援や観光においても高い評価を受けているととらえています。東洋経済が発表した「住みよさランキング2019」では北海道・東北ブロックで1位を獲得するなど、行政の取り組みは大きく評価されてると思います。

そこで市長にお伺いします。

①移住定住施策において、どの市町村も同じような取り組みで画一化していると私は見ているが、市長も現状のままの取り組みで他自治体と横並びでよいとお考えか。

これに関して、市長はこれまで、高校生まで医療費無償化や妊産婦や子育てへの手厚い助成など、先進的な取り組みをなされてきましたが、国や各自治体が追随する形で似たような施策を行ってきております。横並びとはそういった意味ですので、今後の独自色があれば考えをお聞かせください。

②このコロナ禍以前より市長はテレワークに目をつけ、旧上浜小校舎へのコワーキングスペースの設置やベンチャー創出のための施策を考えていたようだが、秋田県ないしにかほ市においてテレワークを取り入れることで、移住先として魅力ある地域ととらえられ、移住者の増加に大きく寄与できると考えているのか伺います。

③前述しました①の質問に関連しますが、ある程度のターゲット層に絞って移住定住施策を行う考えはないでしょうか。例えば、環境問題に敏感な層をターゲットとし、中山間とスマートシティが融合する街づくりを行い、ほかの自治体との差別化を図るような考えはないか伺います。

④現下の財政状況において、新たな支援策や補助金の新設を提案することは厳しいこととされますが、CLTなどの建材を使った、もしくは外壁にも断熱材を使用しエアコン等の電気量を大幅に削減する住宅建設に補助金を新設する考えはないでしょうか。これは、空き家住宅の対策にもなり、今後50年後のにかほ市の状況を大幅に改善することになるとと思いますが、市長の考えを伺います。

⑤ごみ処理機に関しては家庭用コンポストの購入助成等が行われてきましたが、処理機を購入してもその後のバイオ材等の購入費、肥料が不必要な人もいることを考えると、設置が進んでいないことも理解できます。これを環境政策としてさらに拡充させ、各家庭から出される肥料を業者が回収し、必要なところが買い取る等の仕組みづくりを行う考えはないでしょうか。また、ごみを減らすことにより環境プラザの負担を減らす観点からも検討できないか伺います。

⑥関係人口の創出は市長の肝入りと思われ、移住定住施策においても今後大きな役割を果たすと思います。そこで、現在行われている旧上郷小学校校舎利活用の構想にジオパークの事務局を置くつもりはないか、市長の考えをお伺いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、齋藤聡議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず1番目の(1)、①ですが、どの市町村でも同じような取り組みがなされ画一化してきているが、市長も現状のままの取り組みでよいのかという御質問ですが、移住希望者が移住先の決め手として重視する項目について、様々な機関や団体が調査を行っておりますが、いずれも重視されている項目として、就労の場、自然環境、住居などが上位に挙げられております。また、本市の移住希望登録者の意向も同様となっております。その上で移住定住施策を考えてみたときに、裏を返せば、移住者もやがては一人一人がともにまちをつくっていく地域住民として溶け込むこととなりますから、そのために安心して住み続けられるよう、最初の一步をお手伝いするものであると考えております。そのように考えた場合、移住定住施策は、まずはまちづくりの姿を移住希望者、これに対して正しく理解していただくための大切な手段ととらえることもできると思えます。

全国各地において、特に同じ秋田県内であればなおさらのことですが、気候風土や自然環境、経済圏など、もともとのまちの姿にそう大きな特徴や環境の違いがないのであれば、そのことが見方によってはどの市町村も画一的というふうに見られるかもしれません。しかしながら、たとえどんな特徴がある取り組みではないにしても、それぞれの自治体が地に足の着いた施策を行っているものとみておりますし、本市においても本市特有の恵まれた資源やまちづくりの特徴を生かしながら、移住定住施策に取り組んでいると考えております。

次に、1の(1)の②です。テレワークによる移住が秋田県ないしにかほ市において魅力ある地域ととらえられ、移住の増加に大きく寄与できるのではないかとということですが、まず背景として挙げられるのは、首都圏や都市部ではワークライフバランスや働き方改革を実現し、労働人口の確保するため、I o TやI C Tを活用した働き方の導入企業の割合が年々増加しており、全国的に時間や場所に依存しない柔軟な働き方が普及しつつあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として国民の意識、行動の変容が見られることを踏まえ、東京圏への一極集中是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現に向けて、国を挙げて動き出しているところであります。地方においては、雇用が人口減少対策の要点であることも明らかであり、たとえ全国各地の自治体が同様の取り組みに名乗りを挙げる中であっても、その潮流に取り残されるわけにはいかないと考えておりま

す。

そのことから、旧上浜小学校については、オフィスやコワーキングスペースなどを設け、新たなベンチャー人材の発掘に向けて今年度から動き出しております。また、旧上浜小学校のみならず、令和3年度新たに本市への移住や企業のテレワーク、サテライトオフィスの立地などにつなげるためのワーケーションフィールド構築事業に取り組むことになっております。本市の豊かな自然環境のもとでワーケーションプログラムを構築提供し、この体験を足がかりとして企業等の本市への機能移転につなげることで雇用を創出し、地元学生やUターン者の受け皿とすることを目指すものであります。

いずれにしろ、どの取り組みが大きく移住定住に寄与するかというのではなく、一人一人のアイデア、取り組みの積み重ね、積み上げがその移住定住施策へと反映されていくものと考えております。

次に、1番の(1)の③です。①の質問にも関連するところでありますが、ある程度のターゲット層に絞り移住定住施策を行う考えはないかということですが、例えば環境問題に敏感な層をターゲットとしてというふうにあります。①の答弁でお答えしましたように、ものづくりの集積地と充実した子育て環境をまず全面に押し出すと申しましたが、ちょうど子育てについて、広報2月1日号の市長コラムに「子育てと教育、そして経済」というタイトルで書かせていただいたところであります。人口減少が進む中で経済成長を実現していくためにどうしたらいいのかというそれに対する答えと一つでもあり、子育て及び教育による支援が経済成長を促すという視点を保ちながら政策化していくという考え方が、今後の行政展開の新たなアプローチの一つになっていくだろうと私は考えています。

これまでの私の公約の中で、福祉医療費助成制度の拡充や保育料の完全無償化をはじめとした特徴的な支援制度を打ち立ててまいりました。今年度それらの大きな強みを生かして、子ども・子育てに寄り添うまちとして都市部の子育て層を主なターゲットに、にかほ市子ども・子育てのまちシティプロモーション事業を開始し、子育て世帯をターゲットに取り組んでいるところであります。

また、御質問の中にありましたスマートシティによる他の自治体との差別化についてですが、まずスマートシティの実現に向けては、移住定住施策とは別に検討していかなければならないと考えております。

いずれ社会経済情勢の変化により人口減少、超高齢化社会、地域格差等の諸問題が顕在化する中で、住民生活を支える様々なサービス機能が確保された持続可能な地域社会を構築するためには、分野横断的な様々なICT等の利活用や高度化により、特に地方の抱える諸問題の解決と新たな価値の創造の必要性を、むしろ危機感を持って対処していかなければならないと考えております。スマートシティの取り組む方向性にも、例えば防災や見守り安全、自動走行・自動配送、エネルギーや廃棄物、金融、あるいは医療・福祉など様々あります。他の自治体との差別化を図り移住のターゲットにするというよりは、この過程の中で移住定住を組み込むという視点の方が私は正しい選択だろうと考えております。

次に、④番です。本市では、平成22年以降、住宅リフォーム推進事業補助金制度を開始し運用し

ております。これは、リーマンショックにより落ち込んだ市内建設業の景気のでこ入れが目的で始まったものでありますが、現在では空き家住宅を購入した方、あるいは子育て中の方、あるいは業者支援から住民支援に変化してきているという状況にあります。

住宅リフォーム推進事業補助金としましては、平成22年度から令和2年2月15日現在までで、およそ11年間で2,684件、対象工事費は55億5,900万円に達しており、1億9,275万円の補助が実際行われております。平成30年度には、従来の住宅リフォーム推進事業補助金に子育て持ち家型、子育て空き家購入型を拡充し、補助上限額も10万円から20万円及び30万円に増やして運用をしております。また、令和元年度には、空き家購入型を追加対象として上限20万円の補助事業を開始しております。この3年間の実績としましては、子育て持ち家型が50件、子育て空き家購入型が9件、空き家購入型が5件となっております。

御質問にありますC L Tや外断熱工法についても住宅リフォーム推進事業補助金の対象となりますので、新たな補助事業の創設は計画しておりません。しかしながら、住宅環境を整備し、効率よいエネルギーの使用を実現することは、脱炭素社会の構築にも大きく寄与することであり、SDGsの達成にも大きな成果が見込まれることと承知しておりますので、国、県の補助制度を調査し、今後の住宅政策に反映できるものは反映してまいりたいと考えております。

次に、⑤です。生ごみ処理機の購入費助成については、電動生ごみ処理機、コンポスト、水切りバケツの購入に対して助成しており、ごみの減量化及び資源化を図るとともに、生活環境を保全することを目的としている事業であります。

この助成事業は、肥料が必要な方は生ごみの資源化を目的とし、肥料が必要でない方はごみの減量、消臭を目的として使用し、あくまでも環境保全が目的での助成金であることを御理解いただきたいと思っております。

助成事業の実績は、令和2年で10件、令和元年度で5件、平成30年度で4件、平成29年度で7件と件数は少ないわけですが、3町合併後の平成17年度以降では合計で133件の実績となっております。この助成事業を通して、ごみ減量、リサイクルの推進など環境保全に対する意識の醸成を引き続き行ってまいります。

また、事業所等から大量に出る食品残渣を回収して肥料化している事業者はありますが、その場合は1ヵ所から多く回収でき、ある程度組成が一定であるため、肥料、堆肥化も容易に取り組めるものであります。家庭でつくられる肥料につきましては、家庭によって日によって成分、組成がまちまちで、処理機によって処理したものであっても事業者が引き取り肥料等の品質を一定化して商品にすることは、大変な経費と労力が必要であります。現状での買い取り等の仕組みづくりは非常に難しいと考えられます。

ごみ排出量の削減については、行政側からの一方的な要請で実現できるものではありませんので、市民と情報の共有を図り、理解を得ながら、取り組みやすい施策を検討していきたいと考えております。

次に、⑥番の御質問に対してお答えをさせていただきます。

鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会事務局は、平成29年度まで象潟庁舎内にありました。御承知

のとおり、平成30年度からは多くの方々の目にとまるように、にかほっとへと移転をしております。同協議会についてですが、事務局員には当市職員のほかに酒田市、由利本荘市、遊佐町から派遣された職員や研究員がジオパークの各方面において推進活動を行っており、市政報告でも御報告したように、先日、日本ジオパークネットワークより再認定をいただいたところであります。

再認定の評価では、鳥海山・飛島ジオパークは県境をまたいだ3市1町の広域ジオパークありながら、構成市町の首長、事務局員、関係職員の連携体制について一定の評価をいただいております。したがいまして、議員が提案する上郷小学校については、ロケーションのよさ、あるいは象潟インターチェンジからのアクセス、奈曾の白滝や元滝伏流水、中島台など観光地へのアクセスのよさなどを重々承知はしておりますが、事務局の移転については、他市町からも同様に移転の声があれば別ですが、現在のにかほっと内で事務局の機能を十分に果たしていると考えておりますし、移転するにしても当然ながら3市1町の総意が必要であるということをご理解いただきたいと思っております。

また、情報発信や学習機能等を有するジオパーク拠点施設整備については、鳥海山・飛島ジオパーク推進行動計画に基づいて3市1町の構成市町が主体として整備を進めることになっておりますが、各市町単独での整備ではなく、一つのジオパークとしての一体的な施設整備計画が必要であるということ、今年度において拠点施設整備マスタープランを作成しているところであります。本マスタープラン策定業務は、ジオパークの全域及び各エリアの特性を踏まえ、現状の把握及び分析をはじめ、共通整備する必要機能、各エリアの施設整備案、調達物品、施設間連携等の検討を行い、ジオパーク活動の拠点として効果的かつ持続可能な施設とすること、地域の観光教育、さらにはまちづくりに資することとともに、当ジオパークの広域連携を体現する施設を整備することを目的としております。

今後は、この基本計画に基づき、構成する市及び町が拠点施設を整備していくこととなりますが、拠点施設整備についても事務局の場所と同様で、鳥海山・飛島ジオパークとして当然ながら3市1町の総意により整備していくことが必要であるということについても御理解をいただきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 齋藤聡議員。

●5番（齋藤聡君） では、(1)番のことにに関して再質問させていただきます。

まず、(1)番の②に関してですが、ICTの問題で、テレワークなども推進していくためには、どうしても高速通信もしくは多接続ですね、の通信機能が必要になると思っております。以前、私が一般質問させていただいたときに、スーパーシティ構想に参加して特区になることによって早めに5Gの基地局など、そういったインフラ整備について国からの支援を受けれるようにした方が、という提案をさせていただきましたが、これ、今までいくと、まだ5Gの基地局がこちらの方に配備されるのはいつ頃になるのかっていうのが、まだ未定です。その中で、例えば今はやりの言葉ですけども、ワーケーションなど、そういった言葉も出てきてますが、働き方の多様化という部分でテレワークなど、もしくは企業のそういった移転などを目指す場合に、通信設備、そういったもの、市内のWi-Fiもそうですが、そういったものがいつ頃までに整備されて、それがまあ整備されない限りはなかなかそういったものを誘致するというか、これ難しいと思うんですが、この点について1点お伺いし

たいと思います。

次に、④のCLTの建材を使った住宅ということですが、こちらの方の何とか助成していただけないかということで、確かに市長もおっしゃるように、国が実施している断熱リフォームもあるようです。まあ断熱リノベというので、高性能建材による住宅断熱リフォーム支援事業というのと、あとはですね、それと国が行う次世代省エネ建材支援事業というものがあるようです。そちら2020年度になっておりますが、こちらの方、上限が200万円ということですが。

これなぜ助成していただけないかというお話をしたかという、今やられているCLTという素材は、御存じの方もいらっしゃると思いますが、私たちも先日、林活の研修で先生から、小林先生からお話を伺ったわけですが、まず1950年に施行された造林臨時措置法、これによって今現在日本の森林の約4割が人工林となっております。その中で、まず耕作というか、林を放棄した状態、放置林になっている場所もございます。そうすると、当然木材としては細くなって使えないと。ところがこのCLTの木材であれば、そういった間伐材も利用できる、かつ、このCLT材はコンクリートの4分の1の重さで、もう耐震性も優れ、耐火性にも優れている。そうすると、最悪火災が発生した際も、まあ例えば隣の家への延焼なども防げる、そういった利点もあります。ところが、このCLTの坪単価というのが、普通の木造であれば50万程度で済むものが80万くらいかかると。そうすると、どうしても家1軒建てるのに、富裕層でなければちょっと家を、そのCLTを使って家を建てれないと、というそうした問題が今のところございます。

そこで、国の助成とともに市の方でこういった助成を行っていただき、かつ、まあ高断熱にすることによって、例えばですが家1軒を6畳のエアコン1台で温めることができる。そうすると、まあ例えばですけど、冬の状態でヒートショックなどによる死亡、そういったことも防げたりとか、あとは、先ほど申しましたがエアコン1台ということは、電気消費量もかなり減るわけですね。

もう一つ大きな問題がありまして、質問の中で申しましたが、こちらは空き家問題にも大きく関係してくると思います。ヨーロッパなどは石造建築も多いせいで、中古物件が価格が上がる、中古物件の方が価格が上がってたりとか、まあずっと使われていくっていう方になりますが、現在の日本の住宅事情では、大体40年、データによりますと平均で25年程度でまず古民家といいますか、古ぼけてしまうというふうになってるようですが、大体40年程度で、これにはどうしても、データの中では購買層がどうしても建築の方を選ぶと、という傾向があると。このCLTなどを使った家であれば、築年数が長くもつわけですね。国の方もこういった長寿命の住宅の建設を推進しています。今後増えていく、先ほどですね同僚議員の方からも空き家対策の話がありましたが、今後こういった空き家ももし人口減少とともに増えていくという問題があった場合に、では空き家にならず中古物件として大きなそういう価値を生み出しながら生かしていける、そういったものに対する助成ってというのは考えられないのかっていうことを再度お伺いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） まず1番目の質問ですが、テレワーク推進のため、高速機能で多接続の状況、環境を整備しなければならないということは、私も理解をしておりますし、ローカル5Gの整備も進めていくための取り組みをしなきゃいけないんだろうとは考えておりますが、その一方で、先進都

市に向かうためにはそれなりのコンセプトがなければなかなかハードルの高いものでありますので、それと抱き合わせで考えていくというのはちょっと難しいのかなというふうに考えております。

いずれにしろ、旧上浜小学校についてどのような整備を目指していくのか、それ以降、どのように展開していくのかについては、担当の方で答えをしていただきたいと思います。

②番目のCLTの活用については、確かに間伐材を使ったという建物についてということであると思いますが、その生産量及び市場規模といいたまいますか、そこら辺が確定してないものに対して市が急に助成をするということもなかなか難しいのかなというふうには思います。しかしながら、これについては状況をやっぱり研究して、活用に向けてはどのような、言ってしまうと、もっと単価が下がることをやっぱり希望しますので、そのためには市場規模が多くなると、これがまず大きな前提条件になってくるのかなというふうに思います。

空き家、まあ空き家っていうのは確かに頭の痛い今日の先ほどの一般質問でもありましたように問題であります。確かに日本の場合には新築神話がありまして、ヨーロッパのように中古物件の方が価値が高いという状態ではありません。ただ、これも中古物件を高価値化するために行政だけが手を差し伸べればよいという問題ではないですので、その地域の中でどのような位置づけができるのかという、まあ全体ではないですが、実験的な取り組みはあってもいいのかなと思いますし、今、移住リエゾンの方でもいろいろな取り組み、考え方、空き家に対するコンセプトをもって取り組みを始めているということだけはお伝えしておきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 補足答弁、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） 先ほどの御質問の中で、通信環境についての御質問だったというふうに承りました。

まずは、にかほ市の現状でございますが、御存じのとおり市内隅々まで光ファイバー網が張り巡らされているという状況が非常に強みとしてございます。その中で、この上浜小学校もそうなんですけども、Wi-Fi環境を逐次あちこちの施設に整備を進めている状況でございます。このWi-Fiですけども、今4Gの中で運用してるわけですけども、現状のコワーキングスペース、あるいはテレワーク等を考えたときに、まあ5Gまでいかなくても十分ビジネスとしては対応できる速さの光ファイバー網というふうに考えております。ただし、Wi-Fiでございますので、一つのアクセスポイントについてかなりのボリュームが集中すると、こういったところは当然考えられるかと思えます。そこで運用の仕方では、例えば足りない場合は回線の増強ですとか、そういった形で対応することによりまして、ビジネス環境としては十分対応できる。これがもし5Gがどんどん進んでいましてIoT、ものとひと、こういった形の中で様々な環境が必要だということになれば、まあその時点では当然状況というふうな、5Gへ向かっていく政策が必要になってくるものと、そういうふうに考えております。

●議長（佐藤元君） 5番。

●5番（齋藤聡君） 市長のそういった取り組み、全体的にちょっと違うような質問をしてるようですが、環境問題と、それから移住定住をちょっとセットにした質問にさせていただいてたんですが、まあそのCLT建材や新しい家についてもそうですが、もう一つ、先ほど質問の中で申し上げた、

例えばですけど、そういったエアコンなどの電気消費量が暖房等が減ると。先日の魁新聞に、県内でのですね温室ガス排出抑制が78%取り組み中というような記事が載っておりました。全国平均は少し下回ってるという話でしたが、その中で、北都銀行の支店でCO₂排出ゼロの発電電力を使い、店舗で電気を使用すると、そういった取り組みを広めていくという企業もあるようです。

そこで、先ほどの質問の私の意図としては、こうした先ほどのCLTの建材の話もそうですけども、林業を少し活性化させるためにも、こういった先進施工技術をですね導入してもらうことで、まず林業の活性化、それから地元企業にもSDGsに参画するといったことを促すことができるのではないかなど。それともう一つは、コンポストの問題もそうですが、こういった家、少し高額ではあるが、補助金によってある程度建てることのできるのであれば、今後市民がですねコストがかかろうと、先ほど市長も意識の醸成というお話されましたが、環境を重視したマインドになるように、そうした意識の醸成を促すことというのが重要になってくるのではないかなどという意味合いで質問させていただきました。

もう一つ、(1)の⑥番ですが、拠点に関しては、これは3市1町の合意がなければこれはもうだめだというお話でしたが、まず拠点設備は今後、今これからマスタープランを作成中、今年度ですね、マスタープランを作成中ということで、我々ちょっと委員会の方で2年前ほどに伊豆半島に行ってきたときに、ジオパークミュージアムのジオリアというところを見学させていただきました。その際ですね、研究員の方が案内してくださったんですが、非常にすばらしい施設でした。こういうものがにかほ市、まあにかほ市というか、このジオサイトにもあればいいなというふうな委員の皆さんと共通認識で帰ってきたわけですが、にかほつとにあるあの事務局ですが、まあ皆さんに広めてもらう、皆さんに知ってもらうためといっても、私ちょっと二度ほど行ったんですが、一番奥で、まあ何ていうんでしょうね、こうちょっとガラス張りの中見ると、事務局、事務作業をされてるようで、なかなかこう入ることができない。で、入りづらいです。で、どれくらいですね年間、例えば観光客の方がそのジオサイトのことを知るために事務局の方訪れられてるのか、もう頻繁にたくさんいらっしゃるのかもしれませんが、私としては事務局はどうしてもちょっと入りづらいように感じました。そうした提案も踏まえて、例えばですけども、こうやってジオパークをやることによって私恥ずかしながら山体崩壊などということも学生の頃、中学生の頃とかも何にも知りませんでしたし、こういったことで知った経緯というのもあります。ですので、ぜひこの点をですね、もし3市1町の合意が必要ということであれば、市長の方からちょっと何ていうんでしょう、提案して合意形成をとるといってお考えはないか、再度伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） にかほつとに事務局を移したということについては、象潟の1階に事務局があって、その手狭の中で事務局は働いていた。しかも、鳥海山・飛島ジオパークは独立した機関でありますので、にかほ市役所内のほかにかほ市の業務と混同して見受けられる傾向がありましたので、やはりこれは独立させた拠点に移さなければならない、場所に移さなければならないだろうという判断のもと、にかほつとに移したというのが実際であります。

確かに、にかほつと内でどのぐらいの来訪者があるかということになりますが、にかほつとにお

いて事務局はあるにせよ、その事務局は鳥海山・飛島ジオパークの事務局であって、にかほ市にとっての事務局ではないので、にかほ市の観光あるいはジオパークに帰するように特化したような活動をするとすることはできないということは理解しておいていただきたいと思います。

ただ、鳥海山・飛島ジオパークという事務局をあそこに持っていったことで、やはり鳥海山・飛島ジオパークに対する意識、外部からの来訪者、ここは鳥海山ジオパークをやってる場所なんだということを理解していただくことはできていると思います。で、あその施設に対するどのぐらいの方がふだん訪れてるかということはちょっと私の方では数は把握しておりませんが、例えばジオガイドの皆さんの集客場所ですし、話し合いをする場所ですし、あそこにジオパークの問い合わせをする、実際問い合わせをしにくる人もいるわけですから、まあそうなると、にかほ市役所にあるよりはずっと効果的なんだろうなというふうに思います。旧上郷小学校にもっていくことがいいのかどうかということについては、今、ロケーションとしては非常にいいんだろうけれども、多くの人たちが、今まだ鳥海山・飛島ジオパークは再認定を1回したのみで、認知度がそんなに高くない中でもっとより効果的に多くの人々に知ってもらうための作業が必要なときに、今事務局をまた移すということはいいかどうかということになると、ちょっとそこは違うのかなと思います。ただ、将来的にまでそれを否定するものではありませんし、将来的に例えばそれは事務局は例えばにかほ市じゃなくて遊佐のここがいいという話も出てくるかもしれませんので、そうなってくると決してにかほ市だけの話ではないということはやはり理解していただかなければなりません。

●議長（佐藤元君） 5番。

●5番（齋藤聡君） それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。

二つ目に、にかほ市における教育について伺います。

(1)にかほ市は山と海に囲まれ自然豊かな地域であることは、周知の事実であります。この土地で生まれ育ったことを誇りに思い、幸せに思っている人がたくさんおられます。

そこで市長に伺います。

①小学生は、この豊かな自然を持つ土地に育ちながらも、残念なことに海・山・川などでの遊びには大きな制約があるようです。創造性豊かな人間、心の豊かな人間が育つ環境がありながらそれを享受できないことは、子どもにとって大きな機会損失ではないでしょうか。確かに子どもの安全は第一に考えたいと思います。そこで、子供たちにGPS端末を与え、保護者が安心できるように対策してはどうでしょうか、お考えを伺います。

②秋田県は小・中学生の全国学力テストにおいて毎年好成績をあげ、他県からも視察が来るほど注目されていますが、現実には多くの問題を抱えていると思われまます。問題として、経済的学力格差をなくすためにも、また教職員の負担軽減のためにも、所得制限を設けた通塾の補助を検討できないか、お考えを伺います。

③前記①にも関わることですが、現代の子どもにはスマホやゲームが欠かせないものになっています。さらに、デジタル化の推進により、GIGAスクール等、タブレット端末等を用いることも多くなることが予想されます。そこで不安なのが子どもの視力低下であります。GIGAスクールの関連予算にはブルーライト対策に係る備品等の予算は計上されていないようですが、今後子ども

たちの視力低下への対策を考えるおつもりはないのか、お考えを伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 市長にお答えをお願いしますということですが、教育行政についてはやはり教育委員会に一義的にゆだねております。で、教育委員会と話し合いの上で、私どもの意向も伝えながらそれを行政運営を行っているということを考えれば、市長ではなく教育委員会が答えるのが適切だと私も考えますので、教育委員会からお答えをさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 答弁、教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、齋藤聡議員の2の①子どもたちにGPS端末を与えたらどうかということについてお答えいたします。

確かに子どもたちが放課後や休日に外で遊んでる姿を見ることが年々減少しております。その要因の一つとして、安全性と責任問題があると私は思います。子どもたちを山や川や、それから海に連れていき、事故があった場合は、そこに必ず安全な対策はとっていたのかどうか、そして誰が責任とるのかというふうな問題が発生し、今、裁判になるケースが多くなってきております。そのために、この豊かな自然を満喫するというすばらしい体験がほとんどできなく、いや、なくなっている状況であります。また、東日本大震災をきっかけに、海というものは、また津波っていうものは怖いものだというイメージがとても強く、そのためにこの豊かな自然の一つである海にも足を運ばなくなりました。しかし、それ以上に大きな要因として挙げられるのは、ゲームの普及です。そして少子化であります。今、外で遊ばず、家にいながら友達と通信ゲームをする子どもが増えてること、また、遊ぼうと思っても近所に遊ぶ子どもたちがいないということでもあります。

このようなことから、子どもたちにGPS端末を与えることが、子どもたちの安全を第一に考え、外で思い切り遊ぶ子どもとか、また、豊かな自然を満喫できる子どもを増やすということにはなかなかつながらないような気がいたします。もしも保護者が子どもの安全を第一に考え、居場所を確認したいというのであれば、スマートフォンにGPS機能をもったアプリケーションを負担することもできるというふうに思います。したがって、現在のところ、市としては子どもたちにGPS端末を与えるということは難しいというような判断をしているところであります。

しかしながら、齋藤聡議員がおっしゃるとおり、子どもたちがこのにかほ市の豊かなすばらしい環境を享受することはできないということは、にかほの子どもたちの成長にとっても大きな損失であります。そのために、小・中学校では総合的な学習の時間に実施していますにかほ地域学で、本市の自然、歴史、文化、昔から伝えられている伝承芸能、地域行事、そして偉人、そして食べ物、そういうものを重点的に学ぶ機会を設定しているところであります。各学校のほかに、象潟郷土史料館、白瀬記念館、フェライト子ども科学館、各公民館、ジオパーク等でも子どもたちが豊かな自然、歴史、文化、偉人、食べ物等に触れる機会を数多く提供してるところであります。いずれ今後ともこのような取り組みを単発的に総合的に、しかも系統的に計画的に実施し、子どもたちに本市のすばらしいものを実感できる場を創出してまいりたいというふうに思います。

2の②の所得制限を設けた通塾の補助の検討についてお答えいたします。

令和2年度はコロナ禍によりこの中止になりましたが、毎年実施されている全国学力・学習状況調査においては、皆さんも知ってるように、秋田県は11年間連続好成績を収めております。そして本市の小・中学校も、概ね秋田県の平均と同程度の成績を維持しております。

その理由は、まず第1番目は子どもたちの頑張りです。その頑張りを支えているのが、各校の教職員の熱心な指導が子どもたちの頑張りを支えているのです。例えば、主要教科については、ほとんどの学校がT T指導を導入しています。そして2人で授業を進めたり、また二つの少人数学級をつくって、一人一人にきめ細かな指導を推進しております。また、本市独自で雇用している学習指導員、生活学習サポート、情報支援、図書支援、外国語補助指導員などの会計年度職員の献身的な支援があるからであります。つまり私たちのこの学校の教職員が非常に子どもを一人に寄り添いながら熱心な指導をしていることが、子どもたちの頑張りを支えているということでもあります。このように、本市においては、経済的な理由で学力に格差が生じないように最大限の配慮をしているつもりであります。

しかしながら、令和元年12月に公表された文部科学省の子どもの学習費助成調査においては、こんな結果が明らかになっています。塾や習い事の学校外教育費で経済的学力格差が生じているというようなことであります。そのために、経済的学習格差が社会問題とされ、その対策を講じていかなければならない大きな課題の一つだろうととらえています。

経済的学力格差は、子どもたちから学習の機会や様々な体験の機会を奪うだけでなく、進学幅を狭めることにもつながります。つまりそこから低学力または低学歴が生じ、最後には収入格差へとつながっていき、やがては貧困の連鎖へと発展していくものだろうと思います。本市の将来を考えた場合は、この連鎖をどこかで断ち切ることが重要だととらえています。

そこで本市においては、準要保護家庭においては、皆さんも知ってるように就学援助を実施し、学用品や給食費を支給しております。また、先ほど言ったように本市独自で雇用しているこの学習指導員、生活サポート、情報支援、図書支援、外国語補助指導員などの会計年度職員を多く配置し、個別指導にあたっているところでもあります。そして、にかほ市の奨学金も借りやすいように、今、検討しております。それをもとにして高校や大学等への進学もサポートしております。そのような配慮、サポートを実施していることから、通塾の補助については今のところ必要がないと判断しているところでもあります。まずは日常の学区の中の学習において、SDGsの誰一人取り残さないということのを合い言葉に、一人一人の学習を充実させていくことを専念していきたいというふうに思います。

2の③子どもたちの視力低下の対策についてお答えいたします。

パソコンやスマホなどのデジタル機器の普及とともに、子どもたちの視力低下が全国的に懸念されております。本市においては、毎年4月に小・中学校で実施している視力検査の結果を見ますと、視力1.0以上の割合は、小学校は70%以上、中学校が55%以上というふうになっており、各学校または保健委員から視力低下ということではないという報告を受けております。ただ、秋田県教育委員会が毎年9月に実施しているインターネット利用実態調査によれば、パソコンやスマホを1日に2時間

以上利用してる子どもの割合が増加傾向にあり、しかも低年齢化しているということが明らかになりました。

これまで各学校とも保健指導、そしてまた保護者と連携しながら、スマホの使い方、その指導を実施しながら、まず大幅な視力低下を避けてきました。でも、令和3年度から児童生徒一人一人に端末が配布されることから、機器を利用する時間が確実に増加してきます。そのために、今後の対策を講じていかなきゃならないというふうにとらえております。また、近年、視力検査でも見つけることができない眼軸近視や、齋藤議員も御指摘している電磁波の影響、ブルーライトも問題視されております。これら問題については、専門的な立場の校医さんから御指導、助言をいただきながら、その都度対応していきたいと思っております。

まず端末を有効活用するために、各教育現場と連携しながら、まず端末を連続して、概ね20分以上は使用しないようにしようということや、養護教諭の情報交換を密にして、そしてまた学校医である眼科医等の指導を仰ぎながら、子どもたちの視力低下の対策を講じていきませんかというふうにお願いするところでもあります。そして、にかほ市の学校保健委員会の話題の一つにして、専門的なお医者さんがいる委員会ですので、そこで検討していくと、そして重ねていきたいというふうを考えております。以上であります。

●議長（佐藤元君） 5番。

●5番（齋藤聡君） では、再質問させていただきます。

先ほど教育長がおっしゃったように、子どもの安全を守るためには、どうしてもある程度の制約は必要、まあ現代社会においては必要なのかなど。ただどうしてもですね、例えばですが、今全国でとても人気になってるのが森の幼稚園というのがとても人気です。首都圏の保護者の方々がそういった自然の中で子どもを育てる。例えばよくお医者さんがおっしゃいますが、小さいうちにはどんどんケガさせると。子どもは治りが早いので。そのけがすることによって、まあ痛みを知って、で、人に優しくなるというか、その痛みを知って人には暴力を振るわないようになるだろう、そういったお医者さんの話もあります。そういった環境が自然とですねつくらなくてもこのにかほ市にあるっていう現状の中で、子どもたちが制約されてその中で何ていうんでしょう、自然の中で遊んで、そういった体験をできないということは、逆に言えば移住してきた若者世代のお母さんがこうした自然の中で育てたいという、まあお父さんお母さんだし、まあ来た場合に、期待外れというか、あらっと、どこにも行けないのね、学校が終わったらすぐにグラウンドにも行かないで早く帰りなさいと。家に帰れば、外で遊んでおいでという、学校から一人で遊びにいかないと言われてると、などとそういった様々な制約があります。

ちょっとこれは言って、まず余り学校内のことはあんまり言えないこともありますが、ちょっと我々のときでは考えられないような、ちょっと加減の知らなさといったことも少々、少々耳にしたりもします。そういった意味でも、先ほどから言ってる移住定住の施策にもつながるんですが、にかほ市のこういった強みですね、そういったものをなくさず、確かに例えばこの子どもに対するこれ、安全教育の基本的な進め方の中に、まあいろいろ子どもたちを守るためのことが書いてあります。この中にはですね、理科、図画工作などの際には、まあ火気、刃物類、薬品、塗料、実験作業

器具の材料など保管場所、また活動場所における指導など事故防止の指導を徹底し、校外での学習活動には安全に憂慮することというような、まあ本当に子どもたちの安全に気をつかいなさいというような指針で、まあ先生たちも苦勞されてると思います。ところが、まあ例えばですけども、池田修三さんを売り出してるにかほ市で、彫刻、版画の授業のときに彫刻刀を使わない授業をしている。まあ刃物を持たない。例えば鉛筆も削れない。刃物を使えない。そういったことっていうのは、私としては、まあ田舎というだけではなく、ちょっと小学生、中学生にとってどうなのかなという、今後ですね自分のいろんな、まあサバイバルじゃないですけども、自分を守っていく、身を守っていくという点で、この中で暮らしてることに活かされてないのかなとひとつ思います。

あともう一つ、ちょっとこちらですね教育の先ほどの学力テストではなく、通塾に対する、まあ教育の格差が出てくるんじゃないかということでは何とか通塾のやつ出してもらえないかとお願ひしましたが、市長もこういったまあ塾関連のことに関しては詳しいとは思われますが、どうしても例えば高校入試のときに中学生を見てみると、中学1年生からの勉強を始めなければちょっとなかなか大変だなという子も多くいます。で、フィンランドなどは、こういった子どもの教育を大学卒業まで、北欧などは無償でやっているため、言うなれば教育に係るお金っていうのはないわけですね。そうすると、一般的にそういった競争原理も生まれず、子どもたちもなると。ここあたりの点をちょっと考慮していただけたらなど、そういった点を思います。

では、これで質問を終わらせていただきます。もし、よろしいですか。

●議長（佐藤元君） これで5番齋藤聡議員の一般質問を終わります。

所用のため、暫時休憩します。再開を2時半とします。

午後2時20分 休 憩

午後2時30分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。次に、7番森鉄也議員の一般質問を許します。7番。

【7番（森鉄也君）登壇】

●7番（森鉄也君） お疲れのことと思いますけども、ラストバッターということでひとつよろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルスの拡大、長期化に伴い、市内における社会経済及び雇用等に対する影響は計り知れないものがあると推察されます。市内雇用、企業経営の現状と課題並びに今後の対策を確認いたします。新型コロナウイルスのワクチン接種に向けた市の体制整備状況を確認いたします。

一つ、新型コロナウイルスの影響と対策について。

(1) 新型コロナウイルスは、年末年始の全国的な感染者の増加や首都圏を中心に感染者が急増したことから、二度目の緊急事態宣言が1月8日から1都3県に、さらに1月14日から2府5県が追加され、計11都府県を対象に2月7日までの期間発令が拡大され、その後、栃木県が期限をもって解除、さらに3

月7日まで延長されたものの、2月28日で6府県も解除となり、現在1都3町に縮小されました。感染の
下げ止まりなどから、さらに2週間程度の延長が検討されているようでございます。1月中旬以降は
減少傾向にあるものの、重症者数、死亡者数は引き続き高い水準にあり、変異ウイルスの拡大も懸
念されます。

感染症が拡大し長期化したことは、私たちの日常生活はもとより、地域社会、経済に様々な形で
影響を与えてきています。市でもこれまで多様な支援策をスピーディーに打ち出し、一定の効果を
上げているものと思われませんが、果たして現状はどうか。コロナ関連の市内雇用情勢について
伺います。

①解雇や雇い止め等による離職者数及び女性の離職者数、当市の状況について伺います。

②雇用対象期限が2月28日の市の離職者雇用支援(雇用拡大奨励金)の支給状況について伺います。

●議長(佐藤元君) 答弁、市長。

【市長(市川雄次君)登壇】

●市長(市川雄次君) それでは、森鉄也議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず1番の(1)①ですが、解雇や雇い止め等による離職者数及び女性の離職者数の状況については、
離職者数や解雇者数等を市が把握することはできておりません。市独自の調査は行っていないとい
うこととなります。

しかしながら、本荘由利管内を対象にハローワーク本荘が公表している雇用失業情勢の月報によ
ると、令和2年4月から12月までの自己都合によるものを含めた離職票交付者数は1,906人となってお
ります。前年同期1,907人となっていることから、同数とみることができると思います。事業主都合
による解雇者数を見ますと、令和2年4月から12月までの合計380人となっておりますが、前年同
期で276人ですから100人以上上回っているということが分かります。また、過去5年間の比較でも、
最も解雇者数が多い状況になっていることも事実であります。

なお、ハローワーク本荘に御質問に関する内容を確認させていただきました。にかほ市、由利本
荘市それぞれの人数や男女別の人数は調査していないとのことでありました。また、ハローワーク
本荘で把握している解雇者は、あくまでも雇用保険適用の対象者のみですので、雇用期間や労働時
間が少ない雇用保険対象外の方も合わせますと、実際にはさらに多くなるものと見込まれます。

次に、②番です。市の離職者雇用支援、まあ雇用拡大奨励金の支給状況についてですが、にかほ
市雇用拡大奨励金は、新型コロナウイルスの影響により解雇や雇い止めなど非自発的離職を余儀な
くされた市民を雇用した市内事業者に対して奨励金を交付する制度で、皆さんに昨年の9月可決して
いただいでつくり上げたものであります。

離職者を正規雇用した場合、1人につき30万円、非正規雇用または外国人技能実習生の雇い入れに
ついては1人につき15万円を、受け入れ企業に対し交付するものとなっております。現時点で手続中
のものも含め、5社10人の雇い入れとなっております。内訳としては、正規雇用が5人、非正規雇用
が2人、技能実習生が3人です。

●議長(佐藤元君) 森鉄也議員。

●7番(森鉄也君) コロナ関連での解雇あるいは雇い止め、当市についても詳細な数字はないとい

うことですが、今お聞きしたハローワーク本荘管内から推察いたしますと、それなりに発生しているのかなと思います。それから、奨励金につきましても、5社10人ということで、これもこれからまた出てくるのかどうかですけれども、28日で一応締め切りということではございますが、これ今後の出てくるのかも分からないと思いますが、それについて二つ目の方に移りたいと思います。

(2) コロナ感染拡大の影響から、県などと県信用保証協会が連携して実施しているコロナ関連融資制度について、昨年3月から12月まで10ヵ月間の利用実績が公表されました。県全体で2,107億円、1件当たりの平均融資額は1,490万円でした。

以下について伺います。

① 県の経営安定資金（コロナ対策関連枠）を利用した市内業種別企業数及び融資総額と1企業あたりの平均融資額について伺います。

② 中小企業振興資金（新型コロナウイルス感染症対策特別資金マルに特別枠）の融資を受けた業種別企業数、融資総額及び平均融資額について伺います。

③ 市内でホテル業を営む会社が、休業手当の一部として支給された雇用調整助成金は不正受給と労働局が判断したとの報道がありました。コロナ感染拡大の長期化で宴会や宿泊需要が大きく落ち込んでいる中、大変残念なことであり、今後5年間、雇用関係助成金が受け取れなくなるとのことであります。市もこれまで支援してきておりますが、本件に対する市長の見解、そして今後の対応方針をお伺いします。

● 議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

● 市長（市川雄次君） それでは、1の(2)①からお答えをさせていただきますが、秋田県の経営安定資金、コロナ対策関連枠については、昨年3月9日に制度化されて以降、5月1日には非対策枠として国費財源に実質3年間無利子、補償料ゼロの措置が講じられており、昨年末までのにかほ市の企業の実績については、237社に上っております。業種別では、小売業が72社、製造業が68社、建設業が51社、サービス業が27社、卸売業が10社、その他の業種が9社となっております。

また、融資総額については51億4,400万円、平均融資額は1社当たり2,170万円となっております。

続いて(2)の②です。昨年12月末までの実績においては、総企業数24社で、業種別には、飲食業が8社、製造業が7社、卸売業が3社、小売業が2社、建設業が2社、その他が2社となっております。

同じく24社の総融資額については1億5,234万円で、平均融資額は1社当たりが約635万円というふうになっております。（ 下線部分、発言訂正あり。訂正済み）

続いて③番です。御質問にありました施設については、県内外から広く広域的に人が集まる重要な都市機能の一つと考えております。それゆえ、このたび秋田労働局から公表された事案につきましては、正直残念と言わざるを得ません。ただ私どもとしては、知る内容は公表されているものにとどまっており、それ以上のことをコメントすることはできないということになります。

今後の対応方針についてですが、今回の労働局からの公表内容をもって市が何らかの措置を行う立場にはないと考えております。今回不正受給が報じられた助成金に対しては、加算金を加えた上での返還義務が発生すると思われるので、その義務を果たしていただくこととともに信頼の回復に

努めて、再び多くの人が行き交う場となっただきたいと望んでおります。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） 助成金の不正受給に関しましては、市長のおっしゃるとおりで、これから信頼回復に努められて、地域の企業としてさらに発展されるように期待したいというのは私も同様の考えでございます。

それから、資金需要の関係につきましては、飲食企業等を中心に幅広い業種に影響が広がっている状況もうかがえるところでございます。先行き不透明な状況が続く不安、あるいは一度借りた資金が底をつく、そして複数回借りる企業も増加しているようでございます。新たな支援策、にかほ市飲食施設経営維持支援金制度も歓迎するところではございますが、これらの制度の適用を受けられないなど、支援を必要とする事業者などの情報や声をどのようにして市長はとらえて、市長の言われる適時適策を細やかに講じていくお考えか。そして午前中にもちょっとお話が出ましたけれども、テイクアウト等消費還元事業、おうちdeレストラン、この事業につきましては幅広い業種への経済波及効果が生まれております。好評を得たところでもございますので、これらも含めた再度の経済支援対策として取り組みへの市長のお考えを伺いたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 今の御質問にお答えする前に、先ほどですね1の(2)の②の24社の総融資額を「1億523万円」と読み違えました。大変申し訳ございません。正確には「1億5,234万」です。「1億5,234万円」であります。大変申し訳ありませんでした。（該当箇所訂正済）

再質問にお答えをさせていただきますが、確かに飲食店に対する再度の支援をしましたが、まあそれ以外については今検討している最中でありまして。今おっしゃっていただいたように、より市民を、いつも私言うんですけども、市民の皆さんに御協力いただかなければ効果的な規模の大きな支援体制はとれませんというふうには私は思っていますので、ですので、単に商品券を渡すとか、あるいは資金融資をすると、資金援助をするというだけではなく、やはり多く、要するにパイを大きくできるような事業を展開する方がいいのだろうというふうには思っています。

私の基本的な考え方としては、これまで支援してきたもの、1回支援したんだからあと2回目はないよという考え方ではありません。むしろ1回支援したものに再度必要ならば支援しなければ、1回目の支援が無駄になります。ですので、必要であれば2回目の支援もちょうちよなくしていくつもりでありますので、御理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） 続いて(3)番のコロナワクチン関係でございます。

コロナワクチンの接種は、感染収束の切り札として、アメリカ製薬大手ファイザー製ワクチンが2月14日に正式に承認されました。接種に向けた準備が加速され、現実味を帯びて増してきましたが、国の方針も揺れに揺れてなかなか定まらない中、ワクチンの供給不足も深刻でございます。接種体制整備を担う各自治体にとっては、全住民の接種、会場・スタッフ確保など、まさに手探り状態と思われまます。

政府は、4月1日から高齢者3,600万人に3ヵ月間で2回接種する計画を当初示していましたが、ワク

チン供給不足から、最近になって4月12日に修正しております。65歳以上を含む4,000万人超のワクチンを6月末までに全国に配布する方針が示されました。接種は3週間あけての2回、解凍から5日以内での接種。運搬、取り扱いには十分な注意が必要とされます。一定の期間で多人数の接種が求められる自治体には、様々な制約の中、医療機関との調整なども含め体制整備は非常に重要で、過重な労力を費やしながらか、あらゆる実情を考慮した念入りなシミュレーションのもと、正確で詳細なスケジュールの策定が求められております。本市も2月8日に、健康推進課内に15人体制の「新型コロナウイルスワクチン接種推進室」が設置されたようです。国の接種スケジュールが定まらない中でも準備は重要でございます。

現状について、答えられる範囲で結構ですので、以下伺います。

①医師会との協議の経過と課題について。

②集団接種、事業所接種、個別接種等の対応方針について。

③集団接種会場の選定と1日当たりの接種人数、接種期間について。

④医師、看護師、会場スタッフ等、人員の確保の状況と対応について。

⑤接種は本人の同意が原則で、様子見の人も多いとみられ、スケジュールや市民の不安解消をどのように情報発信していくのかお伺いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） では、(3)番の御質問にお答えさせていただきます。

まず①番、医師会との協議経過と課題についてであります。市内医療機関に対しましては、令和2年12月16日開催の成人保健委員会において、厚生労働省発出の新型コロナウイルスワクチン接種確保事業の実施についての資料提供と想定される接種体制、ワクチンの特性等の情報提供を行い、そして接種を行う受託医療機関確保についての協力をお願いをしたところであります。その時点では国の説明会は未実施であったため、提供できる情報もごく限られたものでありましたが、医療機関にとっては早い段階での情報提供であったと思います。12月18日の国による第1回自治体向け説明会の開催を受け、12月25日に由利本荘医師会、由利組合総合病院、本荘保健所、由利本荘市、にかほ市の担当者合同の由利本荘市・にかほ市新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業打ち合わせを行っております。国のスケジュールに基づく各種報告の締め切り確認と、行政、医療機関がしなければならないことの確認、想定業務の確認などを行っております。その後、県医師会の感染症部会の協議、由利本荘医師会の会議開催を待って、令和3年1月18日に市内医療機関の医師との打ち合わせを開催し、にかほ市における接種体制についての意見をいただいております。その意見に基づいて、医師を交えたワーキンググループをつくること、そのグループで接種体制について協議をすることとし、素案の作成を進めることにしました。2月5日には、由利組合総合病院において2回目の由利本荘市・にかほ市新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業打ち合わせを行っております。両市の接種体制やスケジュールについて、医師会、由利組合総合病院側から御意見をいただき、2月8日に、にかほ市のワーキンググループによる協議を行っております。接種形態や出務スケジュール、1日の接種人数や会場レイアウトなど、細かい点について協議をしているというところであります。

課題としては、接種期間が長期になること。このことからやはり医師、看護師などのスタッフの確保、そしてワクチンの確保が挙げられております。

次に、②番目の御質問の答弁をさせていただきます。集団接種、事業所接種、個別接種等の対応については、市内医療機関との話し合いで、ワクチンの特異性、まあ大人数への接種や温度管理等から集団接種が望ましいとされたことから、集団接種を柱に計画することとしました。事業所接種については、詳細が国から示されておりませんので、現時点では検討はしておりません。また、個別接種については、今後ワクチンの多様性が図られることで、かかりつけ医が容易に接種できる段階になっていくものと期待しており、集団接種と個別接種の複合的な体制が市民にとっても有益であると考えております。ワクチンの供給体制に合わせて、接種体制も考えていくことになると感じております。

次、③番目です。集団接種の会場としては、総合福祉交流センター「スマイル」を会場として計画をしております。市内医師からも同意を得ており、会場を移動するリスクを考慮して1ヵ所として考えおります。

ディープフリーザーはスマイルへの設置を予定しており、ワクチンの特異性からディープフリーザーの設置場所との距離、接種準備等からの考慮したものであります。

なお、市内の医師からも、1ヵ所が望ましいという御意見をいただいております。

また、1日当たりの接種人数については、最大で180人の接種を見込んでおります。平日は5日間で日曜日の接種も行うとして、高齢者の接種率は70%、一般を50%として、市民が2回接種には10月までかかる見込みであると感じております。ワクチンの供給状況によっては、正直言えば計画どおりにいかないと思われまので、10月は非常に厳しいというところも見込まれております。

次に、④番です。医師、看護師、会場スタッフ等に人員の確保の状況と対応については、医療従事者については、医師会でアンケートを実施する予定であります。市内医療機関については、スケジュール案を提示し、接種体制については1日に医師2名配置による計画で10月までかかることを示し、接種事業に従事していただくこともお願いをしているところでありますが、具体的な割り付けについては、今後の予定となります。看護師については、医師とセットで医療機関からの派遣を計画しております。その他、ワクチン充填や予診票確認、接種後の経過観察など様々な業務に人員が必要となりますので、広報での有資格者の募集や事務作業に係る会計年度任用職員の募集、市役所全庁挙げての職員の配置を含めて、必要な人員を確保していきたいと考えております。

次に、⑤番です。情報発信ですが、国からの情報が定まらないため、どの時点でどの情報を伝えていいのが困難な状況にあります。不確かな情報を一旦出してしまうと、訂正や取り消しがなかなか困難であり、かえって混乱を招く恐れがあります。ですので、できる限り、クーポン券配布の際に一緒にお手元に届くという形でお知らせができればなというふうに考えております。そのほかにも広報や折り込みなどでお知らせをしていきます。ホームページでもリアルタイムの情報を届けたいと思っています。しかしながら、先行接種する高齢者にとっては、折り込みチラシを頻繁に配布の方が効果があるのではないかなというふうに感じております。そのほか、かかりつけ医療機関にも多くの問い合わせがあると思いますので、医療機関経由での情報の伝え方も協議をしていき

たいと考えております。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） ありがとうございます。なかなか国からの情報というか、ワクチンの供給もまだ定まらない中で着々と準備を進められているというので安心いたしました。

それで、再質問ですが、どうしても心配されるのは副反応への体制整備ということでございますが、副反応に対してはどのような会場で体制をとられるのか。それから、交通弱者と言われる方々の交通手段等はどうなるのか。そういうことをひとつお願いいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） 再質問にお答えします。接種後の副反応への体制ということでありまして、予防接種を行うに当たっては予診を行います。その際に、このコロナワクチンに限らず、予防接種後の通常起こり得る副反応や、まれに生じる重い副反応、予防接種健康被害救済制度については、接種対象者に説明をしまして、予防接種の接種についての同意を得られた場合に限り接種を行うこととなります。接種後は会場において少なくとも15分から30分程度経過観察を行います。基礎疾患を有する方やアレルギーのある人、過去にアナフィラキシーショックを起こしたことがある人は30分経過観察が必要となります。

会場での救急対応については、アナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応が見られた際には、応急救護するための簡易ベッドを配置し、アドレナリン等、救急処置用品を市内医師の御意見を参考として準備することとしております。また、接種日程を消防署へも提出し連携を図るとともに、救急搬送先となる医療機関にも接種計画の提出を行います。

副反応が出た場合は、軽度な副反応については、かかりつけ医に診療をするよう促すことになっております。かかりつけ医が診察の上、さらに対応が必要な場合、専門的な医療機関を紹介し、受診することになります。また、副反応に関しては、相談窓口として県のコールセンターを開設する予定となっておりますので、そちらの窓口を広報してまいりたいというふうに考えております。

万が一健康被害が発生した場合ですけれども、予防接種法上の臨時接種として、予防接種健康被害救済制度により定期接種と同じような被害救済があります。

次に、交通弱者への対応であります。

集団接種で会場を1ヵ所とすることは、接種ワクチンの扱いが非常に難しいこと、密を避けるために広い会場を長期間確保する必要があること、一度に多人数に接種する体制が必要なことなどから、インフルエンザワクチン接種のようにかかりつけ医での接種が非常に困難であるためであります。そのため、仁賀保地域以外の方にとっては会場に行くことが難しいという方が生じてしまうことが想定をされております。スマイルまで来るのが難しい人のために、日によってスマイルまでのバスの運行を検討しております。これにより、御自身の地区からバスが運行する日を選んで接種予約をしていただくような誘導を行いたいというふうに考えております。また、御家族が休みの日に接種できるよう日曜日の接種についても検討しており、医師、先生方からの御意見を伺っているところでございます。以上であります。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） 詳細な準備が整いつつあるということで安心いたしました。これからもまだワクチン接種は始まるまでの時間が不明朗ですが、ひとつこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、二つ目の観光拠点施設等の将来事情について、まあこれにつきましては、目的としてにかほ市観光の拠点である公共施設等（ねむの丘、はまなす）の施設改修の方針、運営、経営への行政関与のあり方、高速道路全線開通など将来的な環境変化への対応方針を確認するものでございます。午前中に佐々木正勝議員からも第三セクターに関しては質問がございましたが、違った観点からあわせて、含めて質問させていただきます。

2番の(1)道の駅象潟ねむの丘は、1997年（平成9年）の建設から23年が経過、温泉保養センターはまなすは、1993年（平成5年）の建設から27年が経過しております。どちらの施設も観光拠点施設として、また市民の温泉休養施設として、地域経済の発展と市民福祉の向上に大きく寄与して、当初の建設の目的を十二分に果たし現在に至っているものと考えております。

両施設は、2003年の地方自治法の改正に伴い新設された新たな制度である「指定管理者制度」を導入し、民間企業のノウハウや活力を活用し、サービスの向上、施設の効率的な運営、行政直営に比べ、営業面や収益確保、雇用の面など期待される部分が多いとされていることから、これを実現するため、それまでの市直営での管理委託から、市が出資する「にかほ市観光開発株式会社」、以下、第三セクターと言わせていただきますが、条例に基づく指定管理者として利用料金の徴収も含め、市を代行して全般にわたり管理運営に当たってきているところでございます。

以下について伺います。

①にかほ市公共施設等総合管理計画によると、改修を計画的に実施する築30年は、象潟ねむの丘は2027年度（令和9年）、温泉保養センターはまなすは2022年度（令和4年）とされています。これらを計画的に実施するための資金計画をどのように検討されているか。

②地方自治法第221条で、地方公共団体が資本金の2分1以上出資している株式会社の予算執行に関する市長の総合調査権が規定されており、法人の経営状況などを常に把握し、予算の適正な執行を確保するために必要な場合は、予算の執行及び将来の予定についても調査し、必要な措置を講ずべきことを求めることができるとされています。第三セクターによる管理運営の透明性や健全経営に向けた行政関与のあり方について、明確で詳細な方針を議会、そして市民に示していただきたいと思いますが、これについて伺います。

③全国的に第三セクターが運営する施設について、施設の老朽化や利用客の減少などで赤字経営が続き、管理運営のあり方や存続か廃止かなどの検討が求められておりますが、当市におけるこれらの施設の将来的なビジョンについて伺います。

また、昨年の会派代表質問に対して、市長は、高速道路全線開通に当たっては、観光拠点等への誘導策を図りたいと答弁されています。道の駅などの観光拠点や市内への観光客の誘導対策を急ぐべきと考えるが、改めて市長の描いている構想をお伺いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、次の2番の(1)番①からお答えをさせていただきたいと思います。

御指摘のとおり、にかほ市公共施設総合管理計画では、両施設とも築30年で改修を検討することとなっております。当時の考え方を確認したところ、鉄筋コンクリート造り、あるいは鉄骨鉄筋コンクリート造りの建物は、総合管理計画を策定した平成28年度当時の総務省基準をもとに適切な改修工事を施せば60年の耐用が保てるということで、その半分の30年を改修時期の目安として統一基準としたようであります。両施設の機械設備等に関しては、計画的に改修を行ってきたところであります。建屋本体においては、両施設とも耐用年数とされている39年を考慮すると、少なくとも温泉保養センターはまなすに関しては、新年度、一度調査等を行いながら方向性を見極め、いつ頃どういった改修が必要なのかを判断していきたいと思っております。

議員の御指摘のとおり、両施設は、にかほ市の観光と地域コミュニティを支える重要施設として、また地域の振興はもとより、雇用の創出、経済の活性化、観光サービスの向上を果たしながら地域の核、拠点として運営され、地域経済の発展と市民福祉の向上に大きく寄与してまいりました。今後にかほ市の観光全体の中心をなす両施設は、にかほ市の観光の拠点施設であり、従来の基金だけではなく、公的資金を導入してでも維持していくべき施設と考えております。今後、調査等を進め、資金計画を含め、しっかりとした計画を作成し、機会をとらえて議会への説明や提案をしてまいりたいと考えております。

次に、②の質問についてです。地方自治法第221条の規定についての、市長が調査、必要な措置を講ずべきことを求めることができることの規定については、先ほど佐々木正勝議員の質問でも説明をさせていただきましたが、にかほ市観光開発株式会社とは予算の計画の策定から執行、半期ごとの会議、最終決算に至るまで情報の共有と意見交換を行っております。総務省通達でも、指導等の前段として、法人は独立した経営主体である以上、自主的・主体的に健全経営に取り組むことが大前提であることから、市としては、健全な法人経営に向けて計画的な取り組み、経営形態などを踏まえた適切な指導等を行ってきたところであります。

また、28期の市議会への報告については、新たに総務省通達による第三セクター等の経営健全化の推進等について及び第三セクター等の経営健全化等に関する指針を参考に、昨年4月に観光課で作成・運用しております第三セクターへの指導等に関する指針に基づいた評価指標を提出しており、この指標の活用により具体的な指導・要請ができる形に移行させていただいております。この指針では、事業の効率化、経営幹部、社員の責任の明確化、キャッシュフロー経営の導入、効率的な執行体制の確立、職員の人事・給与制度の見直し、情報公開推進等の課題について調査・分析をしながら経営の効率化・健全化等を目指し、助言や要請などを行うこととしています。

次に、(1)の③ですが、御指摘の全国的な第三セクターの経営難についての見解を改めて申し上げますと、総務省が示す経営難に陥っている法人の基準は、地方公共団体が損失補填や債務保証を行っている法人、あるいは債務超過に陥っている法人のことを言います。議会に対して毎年提出している、にかほ市観光開発株式会社の決算報告の中で、貸借対照表や損益計算書を精読していただければ、総務省が言う経営難であるか否かはお分かりいただけるものと思います。コロナ禍における今期においても、市が損失補填や債務保証を行う、あるいは債務超過となるということはありません。そ

の上で、施設の将来的なビジョンについては、現在も地域の観光と経済の好循環を実現していくために必要不可欠な施設であることは確かであります。

総合戦略の中でも、国道7号の流入人口を内陸部に誘導することで観光客の滞在時間を延ばし、観光と経済の循環を図ることを目指しております。施設の経営においては、時代との調和を図り、健全経営を目指しながら、むしろ必要であれば施設の老朽化維持のため一般財源の出動や指定管理料の支出等も視野に入れなければならない時期もあるかもしれません。しかしながら、今後も議会としっかり話し合っただけでなく、検討してまいりたいと思います。

道の駅などの観光拠点や市内への観光客の誘導対策に関する私の構想については、令和8年度の日本海東北自動車道の開通に向け、本市の主要幹線である国道7号線の流入量を落とさず観光拠点へとつなげる対策は、議員のおっしゃるとおり急務であると考えております。

改めて、第2期にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略について説明しますと、観光を核とした交流人口の拡大の中で最も多くの人が行き交う国道7号沿線を中心とした海浜エリアの誘客促進と、そこから内側となる鳥海山山麓エリアへの誘客促進、それらの誘導手段としてジオパークあるいはアウトドア、歴史、偉人、スポーツ等を絡めたツーリズムの推進を挙げております。この戦略をまずはぶれることなく進めることが大切であると考えております。

そして、海浜エリアの誘客促進で重要な拠点として地域を引っ張っていくのが道の駅象潟ねむの丘と温泉保養センターはまなすでありますので、今後もその役割を担ってもらうための投資は重要なことだと考えております。

鳥海山山麓エリアへの誘客促進については、鳥海山・飛鳥ジオパークに関しては、おかげさまで再認定をいただきましたので、今後は世界ジオパークの認定も視野に新たなフェーズに入るよう、3市1町で進めていくこととなっております。また、本年度に着手しているアウトドア拠点づくり事業においては、にかほ市の観光コンテンツの多くを占める鳥海山を含めたアウトドアフィールドの活用について、株式会社モンベルの知見を得て、必要となるアウトドア拠点とそれに連なるフィールドとの連動についての基本構想を策定中ではありますが、中間報告の中では、本市がもつ自然景観の魅力、鳥海山麓の高低差を活かしたアウトドアアクティビティとの連動を考えた場合、それらをつなぐアウトドア拠点の必要性とそれが国道7号沿線にあることが提案されており、新年度予算に計上している基本計画の中で拠点エリアが調査される予定となっております。鳥海山山麓エリアへの誘客促進の推進には力を入れていくという所存であります。

また、歴史を用いた誘導手法としては、拡張現実ARを用いた山体崩壊や芭蕉が訪れた当時の十九島の再現を目指して、こちらも新年度予算に計上をしたところであります。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） 市長のおっしゃるとおり、この第三セクターの経営というのは、自治体から独立した事業主体として自らの責任で施行させるというものであるために、自治体と経営者間で職務権限、あるいは責任を適切な形で分担して明らかにしておく必要があるとされているところでございます。28期決算報告で、市長もおっしゃられたように新たに経営状況の評価指標が示されました。いずれの指標も評価基準を満たしており、利用料、収益で全てこまめに賄っているということで、市か

らの指定管理料の支払いも必要なく、まあコロナ禍での不安材料はあるものの、健全経営の状況にはあるのかなと受け止めております。

ただ、収益が下降傾向にあるということで好ましい状態ではないとも思います。先ほど、行政関与に係る指針が市長から述べられました。この指針が示されたことは大変大きい意味があると思います。議会の関与が制約されている中で、当局の関与についての積極的な対応のあらわれと受け止めています。内規的な指針とは思いますが、ぜひ議会にもお示しいただきたく、議長のお取り計らいを要請したいと思います。

また、誘客対策につきましては、高速道路の全線開通、恐らくひとつ最重要課題と位置づけて強力に進めていただきたいと思います。

それでは、3番目に移りたいと思います。

コロナ感染症への対応のほか、災害弱者、防災士の積極的活用など、市防災計画の見直しを考えたということで、ウィズコロナを踏まえた市の防災計画について伺います。

(1) コロナ感染症拡大を受け、様々な視点から市の防災計画の見直しも検討されてきているものと考えます。県内初となる避難所の開設や、混雑状況をリアルタイムでウェブサイト上の地図で表示するバカンマップスの提供も始まりました。

以下について伺います。

① これまで見直しされた事項、今後見直し、あるいは検討が必要とされている事項をお伺いします。

② 災害弱者（避難行動要支援者）に対する個別計画の策定状況はどうか。

③ 災害時の避難や救助などの知識と技能を持つ民間資格「防災士」が、東日本大震災以降、防災意識の高まりや資格取得費用を助成する自治体が増えたことなどから、1月現在、全国で20万人を超えたとの報道がありました。災害時に地域で活躍できる人材を育成しようと、NPO法人「日本防災士機構」が創設したもので、近年の相次ぐ災害から5年間で倍増しております。養成に力を入れる自治体では、愛媛県が1万5,555人などのほか、秋田県でも1,289人が資格を取得しているようです。講座や試験の費用約6万円の全額や一部を助成する自治体は全国で約360あり、約30の大学や専門学校、高校が講座を開催して、一部の学校では単位として認めてもいるようです。

「防災士」は、国家資格と違って権限や義務などは与えられていませんが、有事の場合も含め、防災士としての自覚のもとに専門知識と技能を発揮し、地域のリーダーとして住民の安全・安心の確保につなげる重要な役割を担うことが期待される場所でもございます。

市内の「防災士」資格取得者の把握状況はどうか。あわせて、これまでの市の補助金の実績と交付対象についても伺います。

また、行政の防災業務を担う職員が防災士としての自覚のもと、リーダー的な存在として市の防災力を高めることを期待する観点から、職員の資格取得も検討すべきと考えるが、市長の見解をお伺いします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、3番目の(1)①から③にお答えをさせていただきます。

現時点において、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて地域防災計画の見直しには至っておりません。しかし、市の地域防災計画に基づく避難所運営マニュアルを令和2年10月に改訂しております。改訂内容は、避難所における新型インフルエンザ感染症をはじめとする感染症の感染防止事項を追加したところであります。従来のマニュアルにはノロウイルス等の対策は明記しておりましたが、改訂後は感染症全般に対応する内容と感染防止のための3密防止などを前提とした避難所内の配置事例図を追加し、より詳細かつ実用性のあるものとしたしました。

また、令和2年4月に新型インフルエンザ等対策業務継続計画を新たに作成しております。これは、感染症拡大により市職員が推計で最大4割が欠勤する中でも感染症対策業務を最優先としながらも、通常業務を遂行するために継続する業務、縮小する業務及び中断する業務を取りまとめた計画となっております。

さらには、新型コロナウイルスに対応する防疫行動計画を令和2年6月に新たに策定しております。市の施設内で感染症が発生した場合における庁舎等の公共施設の消毒対応についての手順や資機材について取りまとめを行っております。

今後は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改訂され、令和3年2月13日より施行されております。この改正に従い、県は秋田県新型インフルエンザ等感染症行動計画、あるいは地域防災計画の改訂を進めるものかと考えております。市は、県の計画改正と整合性をもって、市の地域防災計画及び市の新型インフルエンザ等感染症行動計画等の関連計画の改訂を進めてまいりたいと考えております。

次に、②番です。このことについては、佐々木敏春議員への答弁と重複しますので御了解いただきたいと思っております。

議員がおっしゃるとおり、議員には、令和元年6月定例会の一般質問において避難行動要支援者名簿について答弁をしているところでありますが、この名簿により、町内会長、自治会長、各種各自主防災組織、民生児童委員等に情報提供し、各自治会、町内会での実情に合わせた考え方、対応を検討してもらい、その上で今申し上げた関係者と高齢者、障がい者支援を担当している市、福祉事務所職員が協働して直接声がけをするなどして個別計画書を作成・調整しているところであります。

平成30年度から個別計画策定を始めておりますが、令和元年度は終盤のコロナ禍により計画策定を進めることができず、今年度もコロナ禍により想定から大幅に遅れ、対応を実施できたものは5地区にとどまり、平成30年度の実施と合わせて現時点での取り組みは8地区となっております。

なお、計画の内容自体には、コロナ感染症拡大に伴う変更点等はありません。

続いて③番です。市内の防災士資格取得者のうち、特定非営利法人、営利活動法人秋田県防災士会に登録している方は、現時点では3名であります。また、秋田県防災士会の登録人数を伺うことはできますが、個人情報保護の観点から、そのうちの個人から同意を得られれば氏名等の情報を提供いただけるとのことであります。

防災士の資格取得のためには最低2日間、防災士養成研修講座を受講し、防災士資格取得試験に合格するとともに、救急救命講習も受講した上で防災士認定登録をすることとなります。そして防災

士養成研修講座実施機関は、秋田県内では開催されておらず、本市の近隣としては宮城県の仙台市の東北福祉大学となり、受講しやすい環境とはいえないところであります。

議員が言われたとおり、市職員が防災の知識を持ち業務に当たる防災士の資格を取得することは、災害対応能力や防災力が向上するものと考えられます。しかし、災害時には、市民個人による自助、地域の連携・助け合いによる共助、そして公助が行われ、市職員をはじめとして市民全体で力を合わせる事が重要であります。また、平時においても同様に、市民一人一人の防災に関する意識の向上や備えが必要であり、市役所職員に限らず、自主防災組織や自治会などの地域を単位とした方々からの資格取得を期待して、にかほ市防災士育成事業補助金交付金要綱を平成27年度に定め、市民が防災士の資格を取得する費用及び旅費に対して9万円を上限に補助制度を定めております。

なお、防災課職員については、防災士資格取得とは別に、防災スペシャリスト研修、気象防災ワークショップなどの各種研修が開催される際には受講するように努めているところであります。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） それでは、1点だけ質問させていただきます。

要支援者名簿についてでございますが、昨日も同僚議員から質問ありましたが、前回私が質問したときには、同意者が、同意割合が64%でした。現状はどうか。それから、この名簿の活用でございますが、災害時以外は自治会長が厳重に保管するというようなことで、役員会で役員の中でなかなか情報共有ができないというそういう決まり事になっているように見受けられます。会長も役員も地域からの付託を受けた立場でございまして、この名簿情報を共有できるとの解釈は成り立たないのか。この2点についてお伺いします。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

要支援者の名簿の活用につきましては、この名簿につきましては正本・副本がございますが、副本の方をお配りしています。各自治会長、それから民生委員等に配布したこの名簿につきましては、個人情報が入っているため、地域での公表、それからコピーしての配布等は行わないことを御存じのとおりお願いしているものであります。

昨日の一般質問でもお答えしたように、配布する名簿に掲載するためには各個人の同意を必要としております。この同意を得るためには個人情報の保護が最優先されることは当然でありますけれども、逆に、このことが同意率を妨げる一因にもなっているということでもあります。慎重な取り扱いが必要であります。そうすれば配布されている名簿を事前にいかに活用できるのかということでもありますけれども、各自治会の中で避難の支援を担当される方々が名簿を確認されて、発災時に備えていただきたいと。昨日のお話と同じであります。発災時に備えるということでもありますけれども、私の以前の経験からは、各自治会長さんは自治会内をよく把握しております。避難する際に支援を必要とされる方を把握されておりますので、組織によっては独自にピックアップして対処されているところも見受けられます。確認はしておりませんので、どの程度ということもございませんけれども、その集落内で把握している方々と、この名簿を参考にしていただいて支援が必要な方々の確認を事前に行っていただくと、こういうことが可能かと思っております。有事の際に備えること

になるものと思いますので、ただし支援を要する方々を確認することでありますので、支援を要する理由など個人情報の公表、それから漏れるようなことにつながるような表の提示、それから配布は避けるべきだと考えております。

今後つくられていきます個別避難計画の作業とあわされることで、この名簿の効果がさらに大きく生きるものと考えておりますので、なお、自主防災中心の避難訓練、それから有事の際の避難につきましては、折り畳みリアカーとか人力車タイプの車椅子を牽引する補助具など、その対策につきましては消防資機材の補助を行っておりますので、集落の中でお話し合いいただきまして活用していただきたいと考えております。以上です。

同意率につきましては、現在67.6%となっております。以上です。

【7番（森鉄也君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤元君） これで7番森鉄也議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

午後3時32分 散 会
